

平成18年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年12月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成18年12月14日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成18年12月14日 午後4時37分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	欠
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	欠	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(庁)	大森 紹正
	助役	古賀 一也	農林課長(庁)	
	教育長	池田 修	商工観光課長(庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	岸川 久一
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	中島 直宏
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長		建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(庁)		下水道課長	江口 幸一郎
保健環境課長(庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成18年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年12月14日（木）

本会議第3日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	山口 榮一	1. 教育問題について 2. 林道整備について 3. 国道34号線街路灯について 4. 19年度予算について
2	梶原 睦也	1. ゴミ中継基地進入路入り口付近の混雑緩和について 2. みゆき公園グランドゴルフ場について 3. 学童保育の現況について 4. 嬉野特別支援学校の学童保育について 5. 肺炎球菌ワクチン接種の助成について
3	園田 浩之	1. 市営住宅の運営について 2. 東・西公園の管理運営について 3. 鍼・灸・マッサージ施術の治療費補助について 4. ペットボトル回収について 5. 旧塩田町小学校の水泳大会について 6. 嬉野町市街地の駐車場について
4	副島 孝裕	1. 学校図書館・市立図書館について 2. 総合支所庁舎の遊休施設について 3. 消防・防災対策について
5	西村 信夫	1. 農地・水・環境保全向上対策について 2. 品目横断の「経営対策」について 3. 農業集落排水事業について 4. 地域支援型自販機の設置について

午前10時 開議

議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。本日は野副道夫議員と織

田菊男議員が欠席であります。

それでは、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。13番山口榮一議員の発言を許します。

13番（山口榮一君）

おはようございます。13番山口でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回は、教育問題と林道整備への取り組み、国道の街路灯について、19年度予算編成について、4点について伺いますが、3番目に予算編成を持ってきたいと思っております。

まず、教育長に伺います。

高校生の問題でございますので、県にお尋ねするのが当然と考えられますが、関連しますので、お聞きしたいと思います。

富山県立高岡南高校の必修科目である世界史の授業未履修問題をきっかけとして、全国的にこの問題が広がりを見せ、大きな問題として取りざたされております。11月22日の長崎新聞の報道によれば、全国で公立、私立合わせて663校、約10万人の学生が70時間とか140時間など、未履修時間はいろいろあるわけでございますが、履修が行われていないようです。

また、中学校でも家庭科の授業がされていない学校もあると言われております。大学受験に世界史は必要ないという考えがあり、授業されなかったというふうに報道されておりますが、今、世界の国同士のいろいろな問題解決を図る上においては、その国のことを十分理解した上で対応していかなければならないと思っております。それにはその国のたどってきた歴史を知ることでも大事ではないかと考えるわけでございますが、試験に出ないからいい、時間が足りないから履修しないということでのよいのか。

以前、私は週5日制によるゆとり教育について、教科の3割削減で学力の低下など起きないかということで質問をしたことがあります。5日制になって4年になるわけでございますが、土曜日の授業ができないことで時間的に窮屈になったのではないかと思います。5日制になって小・中学校で今までどのような効果があったのか。先月の教育新聞記事によりますと、学力低下の原因は総合的な学習の導入により教科時間が減ったことという指摘もありました。高校の履修問題とも関係があると思っておりますが、このことについてお伺いをいたします。

次のいじめの問題ですが、この問題につきましては、昨日4人の議員が質問され、教育長のいじめに対するこれからの対応についてはお聞きしておりますので、答弁は要りませんが、このところいじめに遭った子供たちの自殺、それを見逃していた学校側の謝罪、教育委員会、校長先生の責任問題、また、中には先生方の引責自殺などが大きな社会問題として取り上げられております。

今、国の方でも教育改革の中で考えておられるわけですが、いじめについて、先生方の受け取り方と子供たち同士の受け取り方もあると思います。

この間のテレビ番組、教育白書についてのアンケート結果の中で話されておりましたが、子供たちはいじめの問題は先生、親、友達にも相談しない方がよいと思っている。また、自殺のことについては、小学生の6割が死んだら生まれ変われる、生き返るかもと信じているとありました。これを私は見て本当だろうかと思いましたが、そういうことであればこの問題は重大な問題でございます。人の死ということに学校では今どういうふうな指導がなされているのか、お尋ねをいたします。

あとは質問席においてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

暫時休憩します。

午前10時7分 休憩

午前10時7分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

教育長。

教育長（池田 修君）

それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

最初に、県立学校での授業の未履修問題について御質問をいただきました。

教育基本法にも、その目的として人格の完成ということを目指すというふうに規定をされておりますので、やはり、教育というものは人格の完成を目指して進めていくべきだと私はとらえております。そういうことで、ある科目を履修しないということは、当然、これは否定されるべきであるということでございます。

このことが発生いたしましたのは、新聞等でも報道されておりますように、やはり学校週5日制が実施をされまして、授業時間数の確保が非常に困難になったということにあるというふうに私は思っております。そういうことで、主に進学校でこのことが出てきているというふうに理解をいたしております。

中学校におきましては、先ほど家庭科等というふうな話がありましたが、これは全県的なことだと思いますが、嬉野市内はもちろん、家庭科等につきまして、そういうふうな未履修があったというふうなことは聞いておりませんし、どういうふうに履修をしたかということについても、毎年ですね、結果を報告されておりますし、私たちが学校訪問をいたしまして、その履修の状況等も点検をいたしておりますので、それはないと断言できるというふうに思っております。

それから、いじめにつきまして、死んでも生まれ変わるのではないかというような考えを持っている子供たちが多いのではないかというような御質問でございました。

それで、そのことに関してどういうふうな指導がなされているかということでございますが、やはり子供たちはテレビ等の影響、それからゲーム、そういうふうなのを見てみますというと、何かそういうふうにして新しく生まれ変わってスーパーマンになって何か障害を乗り越えとか、あるいは敵対していたものを攻撃するとか、そういうふうなシーンが数多く出てくるわけでございます。そういうこともありまして、子供たちはそういうふう生まれ変わるといような錯覚を私は起こしているというふうに思っております。

学校におきましては、もちろん、そのことにつきましては否定をいたしております。いろんな機会に生命尊重につきましては、これを第一に掲げて教育活動に取り組んでいるところでございます。

先般行いました教育の日、11月5日に行いましたが、そのときもいわゆる命のとうとさ、生命の尊重ということを視点にして学校の教育活動を公開いたしましたし、その後のシンポジウム等でも、そのことについて協議をしていただきまして、地域の方々ともども御理解をしていただいたというふうに思っているところでございます。

いろいろな情報が子供たちに入ってくるわけです。それで、その情報をいかにして子供たちが正しく自分のものとして理解していくのかと、そういうふうな能力もこれからは身につかせていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

1点目の履修問題でございます。

中学校ではそういうことはないということで、進学校での問題だろうということでございますが、今、塾に子供たちは非常に行っていると思いますが、5日制になる前となってからと塾に通う子供たちの数というものはふえたものかどうか、その辺わかりますか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

毎年通塾調査というのを実施いたしております。それで、昨年度がどうであったかということは、ちょっと資料がございませんが、今年度どうかということにつきましては調査をいたしております。小学校で学習塾に通っている児童は14%でございます。それからスポーツを習っている児童、これは55%、文化的なけいこごと等を習っている児童というのは40%というふうな状況でございます。これはスポーツと習いごとは重複している部分もありますし、

学習塾も重複している部分もございます。

それから、中学校ですけれども、学習塾に行っている子供43%、スポーツを習っている生徒は5%、中学校は部活動がありますので、そちらの方にほとんどの者が従事しているからだというふうに思っております。

それから、文化的な活動を習っている生徒が19%というふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

きのうもちょっと平野議員の方から出ましたが、小学生で塾とスポーツとしている子供、例えば、スポーツ、部活ですね、それをしてから塾に行く、そういう子供は非常に帰りが遅くなる。遅くなって帰れば8時、9時になる。それから夕御飯を食べて勉強をするということであれば非常に夜型といえますか、そういう小さい子供たちには負担があるんじゃないかというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

今、市内の小・中学校では「早寝早起き朝ごはん運動」というのを推進いたしております。いわゆる生活のリズムというのがすべての活動の基盤となっているということで、まず、生活リズムを確立しようということで取り組んでいるわけですけれども、そういう意味からも、過度なそういうふうな学習塾とか、スポーツ等というのはやはり慎むべきであるというふうに理解をいたしております。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

そしたら、5日制が始まって塾に行く子供がふえたという、あれはないんですね。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

学校週5日制がスタートしたからといってですね、旧塩田町の場合と比べてみましたら、そう増加はいたしておりません。そんなに大きな変化はございません。どちらかと申しますと、旧塩田町も嬉野町の方も部活動が非常にスポーツとか熱心でございましたから、そういう意味ではですね、極端にそれがふえたというふうなことはないようでございます。また、

学習塾もそのとおりでございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

ゆとり教育というて始まったわけなんですけれども、これを見直すべきだという声もあるわけなんですよ。それについてはどう思われますか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

ゆとりが緩みとなっていないかというような指摘を受けておるわけでございます。そのために学力が低下してはいないかと、あるいは学習意欲というのが低下してはいないかというふうな指摘を受けておるわけなんですけれども、やはり、このゆとり教育というのは世界の教育の流れでありますし、これを私はとめることはできないというふうに思っております。

ただ、土曜、日曜の過ごし方をどのようにしていくのかと、このところが問題でありまして、今、市内の子供たちはですね、土曜日曜を多くの子供たちがスポーツ等に参加をしているというような状況にあります。ただ、保護者等のアンケートをとってみますと、やはり土、日が休みになったために、いろいろな家庭的な旅行等、あるいは家庭でできること、そういうふうなことについて家族と一緒にできると、いわゆる2日間休みになったことで泊を伴って行けるというふうな、そういうふうな声も聞かれるわけです。だから、一概にですね、学校週5日制がスタートしたからといって、それがなくなったとは言えないと思っております。

ただ、学校生活の中で子供たちのゆとりが生じたかということ、それは私は生じていないと言っているというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

市長にお伺いいたします。

通告書には市長に対してのあれは書いておりませんでした。今の教育のあり方、それについて全般的な、いろいろ教育基本法とか、いろいろな問題が今検討をされております。それについて全体的な考えといいますか、市長の考えをお願いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

昨日もお答え申し上げましたけれども、要するに、今私どもが心がけていかなければならないことはですね、本当に子供たちはやはり地域の宝であるということと、将来の我が国を担っていく貴重な人材であるわけでございますので、本当に精いっぱい努力をして育てていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、昨日のお答えの中にちょっと冒頭申し上げましたけれども、命の温かさとか、人のつながりのいわゆる大切さというふうなものをやはり丁寧に教えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

私は以前の嬉野町長時代のときにお答え申し上げましたけれども、総合学習とゆとり教育につきましては、肯定派でございまして、これをわずか3年か5年かスタートしてから見直すということにつきましては、異議を唱えておったわけございまして、総合教育等につきましても、私が知り得た範囲では、やはり非常に貴重な取り組みであるというふうに思っております。

ただ、その取り組みの段階の中で一つ経験しましたのは、私どもが以前ロボット教育というのを取り組んで、社会教育と組み合わせてやったわけでございますが、一つの教材をつくっていく段階で教育効果というものを必ず上げていかなければならないというふうなことで教科の組み立てが要求されるわけでございます。ただ、そういうものにつきまして、早急にその効果というものが上がるはずがないわけございまして、そういう点ではもっと幅広くとらえていくような教育のシステムが必要ではないかなということを感じたわけでございます。そういうことで、総合教育の場合につきましても現場の先生方も、そういうことで非常に悩みがあられるのではないかなというふうに今思っております。

優秀な先生がおられるわけございまして、いろんな取り組みをしておられますけれども、すべて、例えば、1年とか2年とか、そういう単位の中で総合教育の成果というものの取りまとめをしていかなければならないというふうな現状にあられるわけございまして、そういうのが本当に長期的に考えたときにですね、いいのかどうかということは、やはりこれは国全体の問題でしょうけれども、考えていくべきだというふうに思っております。

総合教育とかのゆとり教育のねらいは、やっぱり当初ありましたように、命の大切さとか、社会的なつながりとか、日本の歴史とか、そういうものをちゃんと理解していただくようなことを普通の教科以外にやっといこうというふうな動きであったわけでございますので、そういう考えはしっかりやっといく、継承していただければと思っておりますのでございます。

ただ残念ながら、今、データの取り方もいろいろあると思うんですが、国際的に比較して学力が低下をしてきたということでのいろんな問題が提起されておりますけれども、それは非常に大事なことで、取り組みをしていかなければならないと思っておりますが、できましたら、そういうものが両立できるようなシステムをやはり国全体で構築していくべきだというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

もう1点、いじめの問題で、履修問題ともかかわるわけなんですけれども、新聞、テレビなどで報道されて、自殺に対して学校側は対応がくれたとか、今まで見過ごしていたとか、そういうふうな問題、それから教育委員会のあり方、結局、学校側と教育委員会側で不利な面は出さないというふうな考えがあって、今まで次々にいろんな事情が出てきたんじゃないかと思われませんが、その件について教育長はどう思いますか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

あってはならないことがあっているというふうに理解をいたしております。

市の教育委員会では、そのようなことは絶対ありません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

ないということで、それは非常にいいことだということで考えております。

もう1点、いじめの問題が報道されることによって、何と申しますか、子供たちが自殺ということに対して報道されることによって、美化された考え、それからヒーローになれるんじゃないかというふうな考えをするんじゃないかという気もいたしますが、報道のあり方について、教育長はどう思われますか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

いろいろな意見があるというふうに思っておりますが、私も過度なですね、いわゆるそういうふうな自殺等をあおるような、そういうふうな報道というのは、当然自粛すべきであるというふうに理解をいたしております。

新聞等によりますと申すと、文部科学大臣がいじめ防止のアピールを出しましたけれども、かえってそのことを出したために、いじめというものが、いわゆる自殺をする者がヒーロー的なそういうふうな存在になってふえたというような、そういうふうな批評も載っておりますので、新聞等で報道されておりましたので、こういうことにつきまして、私は心の問題

につきましては、慎重に、地道にやっぱりやっていくべきだというふうにとらえております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

国で、いじめ緊急提言ということで8項目出されました。これを見よったらいじめの取り方、これが非常に難しいんじゃないかというふうな考えをしております。そしてまた、先生たちには非常に厳しい内容ではないかというふうに考えておりますが、教育長、8項目についてどういうふうな考えをされるか、お願いいたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

その8項目につきまして各学校を指導主事が回りまして、それぞれの項目につきましてどういうふうに教職員が理解をしているのか、正しくとらえているのかどうかということで指導をしたところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

それでは、次、いじめの原因はいろいろあると思いますが、二、三ちょっとお尋ねしたいと思います。

今、子供たちは携帯電話を中学生になれば持っていると思いますが、それについて大体どれくらいの率で持っているものか、そして使用についてですね、授業中にメールとかなんとか、そういうふうなことをしている子はいないか、その点について対応をどうしておられるか、よろしくをお願いします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

そのことについても実態調査をいたしております。それは携帯電話とか、あるいはパソコン等を使って、青少年が犯罪者、あるいは被害者になるといういろんな事件が多発をいたしておりますので、どうあるべきかということで校長会等でも協議をいたしまして、結論を出しているわけでございますが、原則として禁止をいたしております。

ただ、保護者の中には、いわゆる緊急に連絡をしなきゃならないとか、あるいは危険を防止するためにぜひ持たせてほしいとか、あるいは家庭環境で持ってもらうなければ困るときがあるというふうな、そういうふうなこともありまして、ぜひお願いしたいというふうなところもあるようでございます。

調査によりますと、市内の中学校では所有していたという生徒が20数名おりました。それで、現在はほとんどの者が解約をいたしております。これは学校の指導があったということと、学校が保護者に理解を求めて解約をしてもらったというふうな状況でございます。ただ、数名はどうしても家庭の事情で持った方がよりいろんな面で都合がよいということで、許可をしているものもあるようでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

持っている子供たち、その人たちについて、よその学校では携帯電話は一応預かって帰りに渡すというふうなこともあっておるようございますが、その点については規制というか、そこまではしておられませんか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

議員の御意見のとおりでございます、そのような措置をいたしております。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

もう一つ、以前質問でお尋ねしたことがございますが、今は中学生、高校生になっても雑巾が絞れない子供がいるというふうな答弁をいただいたことがございます。当然、家庭のしつけが大事であると思いますが、教育長の把握しておられる中でどのような事例があるのか、そういった子供たちへの対応というのは家庭との連絡、そういうふうなものはどうされているのか、お願いをいたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

基本的な生活習慣の確立、定着ということを中心に、今各学校では取り組んでいた

だいております。先ほど申し上げましたように、そのことがすべての活動の土台となると。学習活動をするにしても、体力の向上にしても、いわゆる基本的な生活習慣というのが定着をしていなければ効果が上がらないということが、いろいろな事例で証明をされてきておりますので、それをベースにして、そのことを基本に据えて取り組んでいるところでございます。

それで、市内の各学校をごらんいただければわかると思いますが、特に中学校では掃除、あいさつ、それから先ほど申し上げました早寝早起き朝ごはん、このことにつきましては徹底して取り組んでいただいております。

先日も、ある嬉野の大きな中学校を訪問いたしました。私が過去にお世話になったときよりも格段の違いがありまして、大変すばらしい美化活動に取り組んでいただいております、感謝を申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

今ちょっと事例を申してくださいと言いましたけど、そういう事例はありませんか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

雑巾を使って校舎の玄関のところをきれいにふき上げるというようなこともやっております。玄関だけじゃなくて、ずうっと下のところまでですね、校舎の玄関のところに入りますというとその下の床のところまできれいにぞうきんでふいて、そして、きれいにすると、あるいは便所の中もきれいに手を使ってふき上げるというような、そういうふうなことを徹底して今やっているところでございます。そういうことでいろんな面の、教育の面でよい効果が出ているというようなことを、報告を受けております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

私、中学校の運動会に行ったことがございますが、二人三脚のときにですね、鉢巻きのひもをくびれないで走る子があったもんですから、運動会のときにそういうこともできないということはおかしいんじゃないかなと思いついて見ましたが、そういう事例もあると思いますが、どうでしょう。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

ひもがうまく結べないとか、はしがうまく使えないとか、鉛筆がうまく握れないとか、適切に握れないとか、そういうふうな児童・生徒はふえてきております。これは学校教育だけではとてもできませんので、もちろん家庭にもそういう情報を提供して、そして協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

次に、道徳教育について御質問をいたします。

今、日本の社会は道徳とモラルの低下が言われております。学校教育の中で道徳教育というものをもっと進めるべきじゃないかというふうなことが言われておりますが、ここに道徳の、これは文部科学省の指導でしょうかね、2年生はどのような形で進めなさいと、授業、道徳教育ですね、そういうことがずうっと書いてありますが、いじめについての、人の死ということに対しては、そういうふうな文言は入っていないわけなんですけれども、学校ではどのような指導方法、ずうっと1年生はこういうふうなことをしなさいよ、5、6年生はこういうふうなことを教えてくださいというふうなあれがありますが、その点についてお尋ねします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

各学校ですね、道徳教育の全体計画というのを作成して指導に当たっておるわけでございます。非常に小さいですけども、これはある学校の道徳教育の全体計画でございます。こういうふうに各学校、それぞれ学校の教育活動全体の中でそういうことについては指導をしていくということになっております。もちろん道徳の時間の中でも、この生命尊重、命のとうさ、こういうことについては学習をいたしておりますし、重点的に指導をいたしておりますが、例えば、総合的な学習の中でも、生命の尊重、人権学習等につきましては、今、小・中学校では積極的に取り組んでいただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

大体何時間ぐらい時間をとって、道徳の時間というものを。以前ですね、たしか35時間とかは聞いたんですけど、そんなもんですか。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

道徳の時間は1時間でございます。それで、その1時間の授業というのが学校全体で行う道徳教育の、いわゆる生命尊重なら生命尊重の集約を行うということで、その中で心の中にしみ込むような、そういうふうな授業をすることによって定着を図ろうというようなことでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

いじめの問題、いろいろあると思いますが、家庭と地域と学校と一緒にあってよりよい方向に進めていただきますようにぜひお願いをしたいと思います。

次についてですが、林道問題です。上不動線については19年度完了予定ということで聞いております。

今、山林については厳しい価格が続いておりますが、財務省の貿易統計によれば、木材、丸太の輸入量は需要の関係があるかもわかりませんが、年々減少をしております。製材品についても減っております。価格について、外材、国産材とも去年まではどちらからといえば安かったようですが、ことしの1月から9月に向けては大分上がってきております。これから輸入材の減少によって国産材もある程度期待が持てるんじゃないかというふうに考えております。森林の環境に対する有効性は言われておりますが、手入れしなくては効果が少なくなります。それには手入れのための林道、作業道の整備はぜひ必要だと考えております。ことしも台風被害に遭った山林がありますが、50年、60年たった木も道がないためにそのままの状態でございます。以前、林道関係の質問の中に、新たな林道については考えていないという答弁がありましたが、これからも計画される予定はないのか。上不動線が19年度で終わればぜひ計画を立てていただきたいということでお願いしたいわけでございます。

まず、湯野田の林道から小松原、餅ノ木方面を通り木場上不動線につなぐことはできないか。これについては、前にもお尋ねをしております。コースを変えて考えることができるのではないかとありますが、現地の状況を把握されているのかどうか、よろしくお願いたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

林道整備についてでございますが、嬉野市の林道整備につきましては、先人の御努力により整備が行われてまいったところでございます。議員御発言のように、昨今の木材価格の低迷により山離れが起きつつあります。また、特に山林所有者の高齢化と、また後継者不足ということが将来の課題となりつつあるところでございます。関係機関と連携し、治山及び森林整備に努めなくてはならないと考えております。

林道整備につきましても重要な施策であると考えております。御意見の林道につきましては、いわゆる以前御質問等もございまして、担当課が調査をしておいて報告を受けておったところでございますが、その結果、いわゆるコースの見直しということはどうだろうかとお答えをしたというふうに記憶をいたしております。しかしながら、いわゆる市内の未整備の林道につきましては、予算等の兼ね合いもありますので、慎重に取り組みを行いたいと思っております。

また、単独ではできるわけではございませんので、現在林道計画ということが、県で平成17年度末に策定をされておるところでございまして、この計画に基づき整備をされますけれども、これが確定したものじゃなくて、見直しをしながら緊急度を加味して着手されておりますので、嬉野といたしましては、上不動線など大型林道の完成後、御指摘の林道等につきましては、予算の動き等を見ながら推進をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

この場所ですね、非常に時間的にかかって登らなきゃならんというところでございます。木場道から約35分ぐらい歩いて登らないと上まで行けない。そしてここが、例えば、木を切るにしても索道をかけられないところなんですよ。2回も3回も折らないと索道がきかないというところでございますので、この辺に持った人たちは非常に困っておられます。ただ、今、山林の木材が安いもんですから、余り表立ってされておらないところでございますが、道ができれば非常に手入れもされて、いろんな利用もされるもんだと思います。以前はあそこからですね、たしか牛で胴引きをするころは半日に2回ぐらいしか行けなかったと思います、道まで出すまでですね。そういうところでございますので、何らかの方法をお願いしたい。関係者は30人ぐらいはおられます。それで、林道の予算ができなかったら作業道、作業道もたしか3メートルぐらいとれますかね、どうですかね。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

具体的にですね、どの場所がどうということをお答えはできませんけれども、実は同じようなことで、先月だったと思いますけど、九州の林野庁の会議が熊本でございまして、私も佐賀県の代表ということで出席をしてきたわけでございます。それで、林道整備についてのいろんな課題等も出ておりました。それで新しい方法として、実は高知県での取り組みについて説明があったところございまして、林野庁もこれから旧市内の山林整備につきましては、そのような方法を取り入れていこうというふうな話でございました。

具体的には議員御発言の、いわゆる大型林道ということではなくて、新しい考えでの作業道を各山に入れていくと。そういうことで森林整備を行って行って、そして拠点をつくって、そこから例えば、ワイヤならワイヤで出していくとか、そういう方法がこれから必要であろうというふうなことでございました。

そういうことで、九州全土にそのようなですね、これから指導とか広報がなされると思いますので、そういうことも加味してやっていければ、地形が不十分なところにつきましても取り組みができるのではないかなというふうに考えておりますので、議員御発言の趣旨を生かして研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

林道をつくる場合にですね、勾配が20度とか30度とかある場合に相当経費がかかろうと思えます。担当課にお願いしたいんですけども、30度の勾配のところにつくる場合と勾配が20度のところにつくる場合と大体1メートル当たりの経費というのはどのくらい要りますか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

今、手持ちに資料は持っていませんですけども、やはり議員申されるとおり、勾配がかなりあるところについては、そんだけメートル当たりの単価が増すということは間違いございません。切り盛り関係、特に指定土関係が多くなれば多くなるほど経費がかさむというふうなことで認識はしておりますけれども、数字的にメートル当たりの単価については、ちょっとデータを持ちませんので、申しわけございません。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

作業道をつくった場合に舗装までできますか、どうです。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

作業路という定義の中にはですね、恐らく私も以前林道をかじったこともございますけれども、作業を済んでしばらくしたら山に返すというふうな定義づけだったというふうに思いますけれども、その中でも勾配のとれない急勾配の部分については、できるんじゃないかというふうに認識をしております。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

いや、それができれば非常にいいんですけども、できないとなれば非常に、例えば、3メートル路幅をとっても、雨とかなんとかで流れるおそれがあるとですよ。せっかく作業道をつくってもですよ。原則的には山に返すということになれば、ちょっと作業道というものをつくっても、あんまりそのときばかりになってしまうんじゃないかというふうな感じがしますけど。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

その点については、作業路も国庫事業がございまして、その施工基準枠のですね、何とも私もこの場ではお答えできませんですけども、できるだけですね、その作業に危険性を伴うような勾配が生じた場合についての安全策というふうなことで認められるんじゃないかというふうに私なりに思うところでございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

山の林道の補助、それから作業道の補助、いろいろあるわけなんですけど、林道についての国の補助というのは何%あるのか、作業道についての環境とか、いろいろ今見ていますけど、ちょっと入れていないようですので、その辺がわかりましたら、作業道と林道の国の補助に対してパーセントですか、それをちょっと教えていただきたい。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

今、林道、作業道については、森づくり交付金というふうな国の制度がございます。その中で補助というような形で2分の1、どちらも2分の1の助成というふうなことで示されてはおります。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

私が今言っている餅ノ木、小松原方面に対しての何らかの形で事業はできますようお願いをしたいと思います。

次に、加杭林道についてでございます。これはこの前私行きましたら、先は行きどまりになってるわけなんですよね。それで、あの辺の人に聞きましたら、ずうっと以前からこの林道の話はあったということで、なぜできなかったかなということでお尋ねするんですけども、あそこは陣野から通ればですよ、陣野から茶畑農道としても利用されるし、その辺は非常に近くなるということで、もし藤山線がですね、何か災害でもあった場合には陣野から俵坂の方に回らなきゃならんわけですよ。それで、あそこができたら非常に便利になるんだがなというふうな考えをして見てまいりました。ただ、合い中に谷が1間ありますので、橋をかけなきゃならんかなというふうな感じはしてはしておりましたが、距離的には非常に短いんですよ、県有林の中を通ってくれば。それで、なぜ今までできなかったか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この加杭林道の話につきましては、相当以前からの話でございまして、要望等もあったことも承知をいたしております。それで、相当以前の話でございますが、要するに全体的に予算のこともあったと思いますけれども、議員御発言のように、地形的な問題があって全面改築までに至っていないというふうなことでございます。しかし、これにつきましては、計画としては入れていただいておりますので、できるだけ早く着工できるようにお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

ぜひですね、地元の皆さんの意向もございまして、計画の中に入れて早目に進行できま

すようをお願いをしておきます。

次に、来年度の予算編成についてお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、来年度の交付税については、国では新しい方式によって算定されるというふうに聞いておりますが、これは間違いありませんか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

来年度の国の方針ということでございますけれども、県の方から今連絡が来ている分につきましては、議員御発言のような、新しい制度によって次年度から考えなくてはならないということで、今資料、また調査事項等もあっておりまして、それに基づいて私どもは今動いておるといってございまして。しかし、正式な地財計画等はまだ出ておらないということでございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

日本の景気が今上がりつつあるということで、私たちに余り感じませんが、国は、今年度の景気上昇と所得税の定率減税の廃止、来年度ですね。法人税の減価償却見直しに伴って来年度は税収が4兆円ほど多くなると予測がされております。その分、国債発行を少なくするように考えられており、おとといの新聞報道では、来年度の国債発行を25兆5,000億円、一般会計税収は53兆円ほどになるとありました。地方交付税については、まだ決定はされておりませんが、本来なら税収増加の3割は地方交付税に回されるべきところを交付税削減の方向で考えられているようです。それと、3兆円の減税移譲が行われて、所得税の見直し、4段階が3段階に変わる。所得税の減税分は住民税の負担増となる見直しがされるようですが、今わかっている時点で別に大きく変わるところがあればお願いをいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今、報道されているようなことは議員御発言をされたわけございまして、そのほかになりますと、新しい情報としては今のところ入っておらないというふうなことでございます。

ただ、交付金その他につきましても見直しというのは、当然ですね、以前から話が実行されるということだろうと思いますけれども。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

ここですね、嬉野町と塩田町と合算した平成13年度からの交付税の推移をいただいております。これを見ますと、13年度が3,822,000千円、次がまた大体0.9%ばかり下がっているようです。そして17年度、これはプラスに転じておりますが、合併効果のあったものかなというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

17年度に交付税の方は合併効果があるのかというお尋ねなんでございますけれども、17年度の1月から3月分の生活保護相当分が、若干加味されて増額の結果になったものかと推測されております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

来年度の予算編成について、来年度の交付税はまだ決定はされておりませんが、新しい方式で算定された場合、国の補助、交付税、それを見積もって大体何%ぐらい減額される予定、感じておられますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

平成19年度のいわゆる予算編成につきまして、先日、各部長に指示をしたところでございます。そのことに基づいてお話をいたしますが、合併後2年目になりますので、担当部長で全事業の洗い直しを行い、来年度予算編成を指示したところでございます。

来年度につきましては、交付税が前年比6%以上のマイナスということが県から示されております。また、税源移譲による所得譲与税の廃止や、定率減税の廃止に伴う地方特例交付金の減収から約4億円程度の歳入減を予想しているところでございます。

今年度の予算執行の状況から考えますと、来年度約4億円の減収ということにつきましては、新年度の予算組みに大きな影響が出てくるものというふうに予想をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

6%減というのは大分大きいですね。こうなれば、結局、県の方も非常に新しい交付税で、減額ということで県の事業もできないというふうになるわけですが、来年度の予算編成に向けて、何か、ぜひこれだけはしておかなきゃならないという、継続事業もありますが、そういうふうなものがありましたらお伺いしたいと思います、別にございませんか、どうですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

一応、歳出等につきましては、今後いわゆる福祉、保健関係につきましては、制度の新設、変更ということで市の負担がふえるということをご予想いたしております。そういう点で慎重に取り組みをしないといけないと考えているところでございます。そういうこともございまして、予算組みにつきましては、積み上げ方式を取りやめまして、以前嬉野町で取り組んでおりました枠配分方式ということを導入いたしまして、厳格にですね、それぞれの部署でやはり課題の洗い直しを今指示しておるところでございます。

結果といたしましては、一般財源ベースでは約10%程度の前年度比予算、マイナスからスタートをしないといけないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

税源移譲による負担増ということは、結局、所得税が減った分は住民税に加算されるということでございますが、嬉野市の場合に極端にその辺の差が出るということとはございませんか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

税源移譲と住民税の関係のお尋ねかと思いますが、定率減税による減収、これを大体2億円程度見ておりますが、その分、地方税の方に転嫁されるということで、大体減収分に見合う金額2億円で、削減された分は地方税に、市民税の方に来るのじゃなかるうかと予想をし

ております。しかしながら、何と申しますか、徴収率の問題もございますので、完全にイコールということにはならないかと思えますけれども、大体2億円程度の中で推移するという予想を立てております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

会計課長にお伺いしたいと思います。

17年度の地方債の残高をちょっとここに持ってありますが、政府資金はこれはもうどうしようもないんですけども、その他のところで、ずうっと単独事業債とか、義務教育施設整備事業債、財源対策債、臨時財政対策債、これなんかがある部分ではその他というところで単独事業債としては1,730,000千円ですか、そういうふうになっておりますが、この辺の利息、利率、それが安い高いか、その辺をちょっとわかりますか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

会計課長へのお尋ねでございますけれども、起債でございますので、私の方からお答えさせていただきますけれども、起債につきましては、借り入れの利率につきましては、市場の金利と連動をしております。17年度では大体おおむね2%前後だったのではなかろうかと思えます。16年度はもっと低かったわけでございますけれども、大体2%から2.2%の間ではなかったかと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

そしたら、利息の高いやつというのはございませんね。そしたらいいです。償還期間というのは何年かあると思いますが、その辺についてはどんなふうになっておりますか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

利息の高いやつで、先ほどの質問の追加でお答えいたしますけれども、16年度、17年度借り入れた分については、そうでございますけど、ずうっと以前の分は5%程度の分を償還している分もございます。

償還期間でございますけれども、15年から25年、据置期間3年から5年と、いろいろござ

います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

できればですね、利率の高い方は借りかえでもして、できるものはしていただきたいというふうに考えております。

次に、街路灯についてお尋ねをしたいと思います。

今、国道34号線嬉野町なんですけれども、電線の地中化が行われております。このまま行けば植栽もされると思いますが、完了するまでどれくらいあとかかるのか、街路灯はどういうふうにされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

国道34号線の街灯整備についてのお尋ねでございます。

国道34号線嬉野地区の整備につきましては、国の御努力によりまして、九州内での重要整備拠点として指定をしていただきました。ちやくちやくプロジェクトということで電線地中化を推進していただいております。現在は築城地点の区画整理事業地域が温泉4区地区まで施工されているところでございます。今後、温泉4区地区から工区を分けまして、湯野田の交差点地区までが実施されるものと考えておるところでございます。このことにつきましては、このちやくちやくプロジェクト自体が地域の皆さん方の御意見を取り入れて行う事業としてモデル事業的に取り組みをいただいたところでございまして、市民の皆さん、また、いろんな方の有識者等の御意見をいただきながら整備を進めておられるところでございます。

議員御発言のように、電線地中化並びに今植栽が撤去されておりますが、また違った形で植栽も行われますし、また、安全施設等も整備されるところでございます。

この御意見の街灯につきましては、以前嬉野町商工会の皆様が、いわゆる国道敷地を借用されまして立てておられるところでございまして、これは観光面、防犯面、両方の意味で立てておられると思います。

私といたしましても、この商工会設置の街灯というものにつきましては、成果を上げてきたというふうに考えておるところでございます。

また、商工会の皆様も、やはり景観保全と交通安全確保、防犯対策上も今後必要であると考えておりますので、そういうようなことに対してまして、国道事務所に対して設置につい

での御理解等もお願いをしておるところでございます。

また、今後、協議も深めてまいりたいと思っておりますけれども、現在本数といたしましては、地区内全体含めまして約30カ所程度は必要ではないかと考えておるところでございます。

ただ、電線地中化等の先進地を見ましたときには、いわゆる国の道路照明灯等もございまして、そういうふうな関係もございまして、ある程度事業が進んだ段階で取り組みになっていくというふうに考えておりますので、そういう点ではしばらく時間がかかるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

今から取り組みがされるということでございますが、今までは病院通りから湯野田の三差路まではなかったわけなんです。それで、地区の皆さんからですね、子供たちの安全を守るためにはぜひつけていただきたいというふうな要望もあっております。そして、特に冬場は日暮れが早くて塾帰りの子供たちがいるので、心配だというふうな声もあります。私もぜひ国道には必要だと思いますが、先ほど答弁されましたように、国道事務所との関係がございましょうし、その辺をぜひ国道事務所の方にもお願いをして、三差路までは街路灯がつかますように強力で推進していただきたいということをお願いしておきます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言につきましては、趣旨は理解をいたしておりますけれども、現在あります街路灯につきましては、お話しましたように、商工会の皆さん方が、いわゆる制度を使って設置をされておるところでございまして、現在対象としてお話をしておりますのは、現在設置されているところについてのお話でございまして、また、先ほど申し上げましたように、先進地の電線地中化の例等を見まして、やっぱり完成した後に防犯面、また観光面での成果について追加が必要かどうかということも十分検討をして交渉しなくてはならないと思っておりますので、そういう点では御意見も踏まえて、今後要望等もしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

ぜひひとつそれをお願いしたいと思います。

そして、加杭の林道の問題、湯野田の林道の問題、ぜひいい方向に向きますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで山口榮一議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

3番梶原睦也議員の発言を許します。

3番（梶原睦也君）

議席番号3番、梶原でございます。傍聴の皆様におかれましては、朝早くから大変にお疲れさまでございます。

議長のお許しがありましたので、通告書に従い質問させていただきます。

最初に、大畑内野山線からごみ中継基地までの混雑緩和についてであります。

ここは道幅も狭く、住宅街になっていることから、大型のごみ運搬車が通ると離合するのも大変で、また、一般の方の持ち込みも多く、合併後は塩田地区からの持ち込みもあり、車両の通行量は以前に比べてかなり増加していると思われまます。スムーズな通行はもちろんですが、交通安全対策としても改善が必要ではないかと考えます。私個人の考えではありますが、ごみ中継基地の北西側からの進入路は考えられないか、お伺いいたします。

次に、みゆきグラウンドゴルフ場の整備についてであります。

ここは公認のグラウンドゴルフ場として認められているわけですが、現状は余りにもお粗末なものとしか言いようがありません。トイレについては、古い簡易トイレが置いてあるだけです。その上、座るところもなく、また、日陰になるようなところもありません。高齢者の利用頻度が高い施設でもあり、安全面を考えても早急に施設整備をすべきだと思います。また、大会等で訪れる方や観光客の御利用もあるわけで、嬉野市のイメージダウンにもつながりかねないと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、学童保育の現状についてであります。

近年は両親共働きの世帯もふえ、また、子供たちの防犯対策の上からも、学童保育については必要不可欠の事業だと考えます。そのような中、嬉野地区においては、教室の確保や指導者の不足等、課題もあるわけですが、今後どのように取り組まれるおつもりか、お伺いいたします。

同じく学童保育の件ですが、来年開校するうれしの特別支援学校の学童保育事業を嬉野市が取り組むとのことですが、その内容はどのようになっているのか、また、保護者等への通知はどのようになされるのか、お尋ねいたします。

最後に、肺炎球菌ワクチン接種に対する公費助成ができないか、お伺いいたします。

日本人の死亡順位は、がん、心臓病、脳卒中、そして4番目が肺炎と続いています。特に、65歳以上の高齢者については増加傾向にあります。肺炎球菌ワクチンを接種することにより、大幅に肺炎を減らすことができると報告されています。高齢者の医療費が増大する中、肺炎球菌ワクチン接種により医療費削減が可能と考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

以上、市長の前向きな答弁を求めます。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

3番梶原睦也議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

まず1点目は、ごみ中継基地進入路入り口付近の混雑緩和についてということでございます。2点目がみゆき公園グラウンドゴルフ場について、3点目が学童保育の現況について、4点目がうれしの特別支援学校の学童保育について、5点目が肺炎球菌ワクチン接種の助成についてということでございます。順を追ってお答えを申し上げたいと思います。

まず、ごみ中継基地の搬入道路の混雑緩和についてでございます。

温泉地区にございます中継基地につきましては、地域の皆様の御理解をいただき、円滑な運営を行っておるところでございます。車両の増加により、混雑をできる限り緩和するよう指示をいたしてまいっております。今までも市道や側溝の整備を継続して行っておりまして、地域の御意見につきましてはできる限り対応をまいったところでございます。

今年度予算で混雑緩和の計画のための予算をお願いしておりましたが、先日、佐賀県のごみ処理広域化計画に伴う協議が再開の運びとなったところでございます。今後計画をつくることとなりますが、伊万里、有田、また私も佐賀県西部地区全体までを含んだ処理体制を計画することになりました。ごみ処理施設の整備の目標を平成26年にし、広域処理体制への取り組みを推進するというところで考えております。計画に伴いまして、嬉野市のごみ処理体制が変化する可能性がありますので、しばらく様子を見た方がよいということ結論として出したところでございます。今後しばらく時間をいただいて、中継基地のあり方を考えてまいりたいと思います。しかしながら、議員御発言の緊急の課題につきましては努力をまいりたいと思いますので、事情を把握して行いたいと思います。

次に2点目の、グラウンドゴルフ場の整備についてでございます。

嬉野地区のグラウンドゴルフ場につきましては、佐賀県では旧相知町に次いで2番目の公認コースに認定されて、御利用の方々にも高い評価をいただいております。また、整備につきましてはボランティアの方々も御支援をいただいております。感謝を申し上げるところでございます。

御発言の整備につきましては、今後取り組みを進めてまいりたいと思います。現在、休憩所と仮設トイレが設置できております。

議員御提案の日陰やトイレの整備につきましては、以前から御意見をいただいております。日陰につきましては、コース外での植樹などで対応できるものと思いますので、取り組みを指示いたしたいと思います。トイレにつきましては、以前は駐車場のトイレを使っていたことで御了解をいただいておりますが、緊急の場合用に仮設のトイレということで要望があり、設置をいたしたところでございます。下水道事業の進捗との関連もあり御了解をいただいたところでございますが、多くの予算が必要になりますので、今後慎重に検討させていただきたいと思います。

次に、学童保育の現況についてでございます。

嬉野市の学童保育につきましては、小学校3年生までを対象に実施をいたしておるところでございます。嬉野地区では吉田地区以外は各小学校で、塩田地区は保育園で行っておるところでございます。長期の休暇保育につきましても同様に実施をいたしております。今回、文部科学省と厚生労働省の「放課後子どもプラン」が統合されますので、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、うれしの特別支援学校の学童保育についてでございます。

来年4月に開校いたしますうれしの特別支援学校につきましては、開校準備が進んでおります。学童保育につきましても実施する予定となっております。目的といたしましては、今までの学童保育と同じで、放課後における児童の療育と保護を目的として実施をしたいと考えております。入学者が決定する来年2月ごろまでには、学童保育についての保護者への説明が行われるものとなっておりますので、お知らせをいたしてまいりたいと思います。

次に、肺炎球菌ワクチン接種の実施についてでございます。

嬉野市では肺炎により、平成16年度では38名の方が亡くなっておられます。これから多く発症する時期になりますので、うがい、手洗い、食事、口腔ケアなど予防努力もお願いをしてまいりたいと思います。

ワクチン接種につきましては、接種の安全確認ができておりませんので、しばらく検討をさせていただければと思います。奨励していくこととなりますと、十分な安全確認ができているデータなどがあり、また、県等が推進していく体制が必要でありますので、嬉野市が独自で実施することにつきましては、しばらく時間がかかると思います。しかしながら、議員御発言のように、欧米ではワクチン接種が一般的になっているという情報もございますので、今後我が国でも検証が行われるものと期待をしているところでございます。

以上で、梶原睦也議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

先ほど西部地区でのクリーンセンターの件がお話しございましたけど、嬉野の中継基地は

今後継続して使用されるということで考えてよろしいでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、いわゆる西部地区といいますが、佐賀県西部地区全体での新しい計画が協議再開ということになったわけでございますので、これに伴いまして、私どものいわゆる収集関係の体制も大きく変わっていくという可能性が予想されるところでございますので、今どうこうということはお話しできませんけれども、この情報等を的確につかみまして、議会の皆さん方にも御報告、また御指導をいただきながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

そういう点で、計画の概要が煮詰まった段階ではいろんなことが考えられると思いますが、今私どもの施設、また収集体制等について言及することが、まだスタートしたばかりでございますので、できない状況でございますので、今のところは予想としてはお答えができないというところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

いずれにしても、嬉野地区でのごみ中継基地というのは非常に重要だと思いますので、その点を踏まえて質問させていただきます。

今質問させていただきました中に、あそこのごみ中継基地の入り口のところがですね、非常に大型のごみ運搬車が通り、非常に離合するのも困難な状況ということで、ぜひ改善が必要だと思うわけですが、あの道路の交通量というのは今まで調査されたことがあるのでしょうか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

交通量を調べたことはございませんけれども、今、嬉野地区の収集車がパッカー車とか平ボディ車、それから10トン車が2台、計9台で収集をしていただいております。収集と搬出もでございますけれども。

それで、業者の中継基地の出入りの回数といたしましては18回から20回程度、そしてまた、クリーンセンターへの搬入ということで月、火、木、金、週に4回で1日3回、クリーンセ

ンターの方に搬入をしていただいております。あと、合併後は塩田の業者の方も搬入をされているわけですが、塩田の方は、燃えるごみについては直接杵藤クリーンセンターの方に搬入をしていただいております。あと、リサイクルのごみの搬入については、今の嬉野小学校の裏の方から搬入をしていただいております。そういうことで、収集関係の業者の方には地元の車とか、それから個人の搬入を優先して通行をするようお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

私もたまにあそこを利用させていただいているんですけども、一般の方の持ち込みというのがかなり、塩田地区からも今ふえているということで、現場の方がそういうふうな、ふえていますよというふうなお話もありまして、地元の近隣の方には大変御迷惑をおかけしているんじゃないかと思いますが、今までにそういう苦情とか接触事故等の報告というのはなされたことがあるのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

一応収集の業者に、そういうふうな騒音とか接触事故みたいなやつがあったかどうかをちょっとお尋ねしたところですけども、そういうふうな報告はあっておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

事故等はあっていないということですけども、かなりあそこが狭いので、今後そういう対応も必要じゃないかということで、私の提案なんですけれども、中継基地の北西方角の山手の方からの進入路というのを新たに設置するというのは考えられないのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の当初の予算でそのような趣旨をお願いしておりますけれども、先ほど申し上げま

した理由で二重投資ということもできかねますので、西部広域全体のいわゆる処理体制を見ながら対処してまいりたいということで、今回の予算につきましてはしばらく見送らせていただきたいということで考えておりますので、冒頭そういうふうなお答えを申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

わかりました。今後、近隣の方の御迷惑等も十分配慮して活用していきたいと、そういうふうに思います。

続きまして、みゆきグラウンドゴルフ場の整備についてお伺いいたしますけど、ここは公認のグラウンドゴルフ場ということですが、公認と非公認の違いというのはどこにあるのでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も正式に聞いたことはございませんけれども、公認を申請される段階で視察をいただいたわけございまして、そういう中では、一つはコースが完全に整備できているということだったろうと思います。それもフルコースでとれるという条件があったというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

フルコースでとれるということで、昨年、この公認のゴルフ場ということで大会等は行われたのでしょうか。また、行われているとすればどれくらいの大会が行われたのか、わかれば教えていただきたいです。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

お尋ねのグラウンドゴルフ場につきましては、平成15年から16年度にかけて整備をしたところでございます。その利用状況ですけれども、詳しいところは持ち合わせておりませんが、

当初は、出発時点といたしましては、町内の主にグラウンドゴルフ愛好者の方が利用の中心だったかと思います。公認ということで、一つはPR効果もあったかもわかりませんが、最近では各旅館さんを通じての利用もふえてきております。

ただ、大きな大会があったかどうかについては、こけら落としのときに行ってはおりますけれども、そのほかの大会については今のところ承知をいたしておりませんが、少なくとも利用状況といたしましては、17年度でございますけれども、利用件数が162件で延べ6,661人の皆様方に御利用はいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

かなりの方が利用されているようですけれども、そういう公認の施設ということなら、なおさら施設整備が必要だと思えます。私も確認させていただきましたが、トイレは早急に取り組むべきだというふうに思います。

今私が見てきましたのは、老朽化した簡易トイレが置いてあるだけで、市内のここの施設を利用されている方にお聞きしましたけれども、大会などがあるときに、市外から御利用される方に、トイレはどこですかと聞かれたときに、案内するのが非常に申しわけないような状況なんですよというお話もありました。ましてや御高齢の方が利用する、そういう頻度というのが多いわけでありますので、簡易トイレではなく、洋式便座のある常設のトイレというのを早急に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、市長、そこら辺いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

トイレにつきましては冒頭申し上げますように、最初協会の方ともいろいろお話をしたわけでございますけれども、原則的には正式につくってありまして、駐車場のトイレが50メートルもないところにあるわけでございますので、そこを利用していただくというふうなことでの協議をしまして設置をさせていただいたわけでございます。

簡易トイレという要望が強くございましたのは、緊急のときに必要なトイレがあればというようなことで設置をさせていただいたわけでございます。公園内にトイレを設置するというのは、それは理想的ではありますけれども、点々として設置し続けるということにつきましてはいろんな課題がありますので、しばらく検討させていただきたいというふうにお答えをしておりました。また、下水道の工事との関係もございましたので、設置ができておらないということでございます。原則としては、駐車場のところのトイレを御利用いただければ

ということで、最初のお約束はそのようになっておったと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

最初の約束はそういうふうになっていたということですけど、実際使い始めたらそういう問題点というのも出てきているみたいですので、そこら辺の検討を今後していただきたいと、そういうふうに思います。

あと、日陰とかベンチの件なんですけれども、先ほど市長の答弁にありましたように、日陰等をつくるために植林等も考えているということですので、今後そこら辺もしっかり取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。あと、座るところもないんですよね、あそこは。だから、ベンチなどもちょっと置いていただければ、高齢者の方は非常に喜ばれると思いますので、よろしく願いしておきます。

先ほどお話がありましたように、嬉野の観光客の方も利用されているわけですので、このままにしておけば嬉野のイメージダウンにもつながると思います。ぜひそういう整備に力を入れていただきたいと、そういうふうに思います。

続きまして、学童保育についてであります。昨日、神近議員の方からも質問がありましたので重複すると思いますが、よろしく願いいたします。

放課後プランということで、今後、今までの対応とは若干違ってくるようなお話もありましたけれども、この学童保育事業というのは必要不可欠の事業でありますので、国の施策の中にも「国の重要な政策課題に対する支援策として、地域の子供は地域で見守りはぐくんでいくための安心・安全な子供の居場所づくりを引き続き推進していくことは、国の責務として必要である」と。

きのう神近議員の方からも質問があった中で、この事業はとにかく継続はしていくというお話でした。将来的には市町村単独事業としての実施につながるというふうな話がありますけれども、この事業そのものは市としても、きのうの質問の中でも継続されるということがありましたので、それを前提に質問をさせていただきます。

今現在、塩田地区の方では保育園で実施されているわけですが、その実施状況というのはどのようになされているのか。また、嬉野地区においては、嬉野小学校で61名を2教室で指導者が3名、轟小学校においては47名を2教室で指導者が2名、大草野小学校27名を1教室で指導者が1名、吉田小学校は28名を公民館で指導者が1名と。私が11月に調べた段階ではこのような状況で行われているということでありましたけれども、間違いございませんでしょうか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

議員、各クラブを回られて確認をされているとおりでございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

私も現場の方に入ってずっと回らせていただいたんですけども、当初、私も認識不足でありまして、ただ子供たちを預かっている場所みたいな感じで思っていたんですけど、実際は資格を持った指導者の方がしっかりと対応されているというのが非常に印象的でした。今は両親共働きの世帯もふえて、学童保育の必要性というのは今後ますます高まってくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。その中でいろいろな問題点もございまして、現場に入りましたら、まず教室の確保、各学校ともぎりぎりのところで実施されているような状況です。

当初、私がこの質問をするときに、夏休みに子供たちが暑い中で学童保育を受けているということで、クーラーの設置ができないとか、そういう形で初め現場の状況を聞くために入ったんですけど、そういう状況を通り越しまして、この学童保育が今後行われるのが非常に厳しいような状況にあるなというのを感じまして、この教室の確保とそこら辺の部分について、あと現場の先生方とかありますけど、今後、この教室の確保に関しては実際どういうふうに対応されていくとお考えなのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

今年度の放課後児童につきましては、先日の神近議員にもお答えしましたとおり、小学校2年生から3年生までということで、嬉野地区につきましては枠の拡大があって、対象児童の増ということで、希望される方の増加もあっております。特に多いのが嬉野小学校、轟小学校でございますけど、両校とも特別ないろんな教育がなされていて、なかなか空き教室の確保が難しいということで、事業実施に向けてはかなり昨年の段階でも苦労いたして、何とかお願いして今2教室をあけていただいております。

19年度につきましては、議員ももう御承知かと思っておりますけど、特に大草野小学校につきましてはなかなか教室の確保が難しいというようなことも言われておりますので、学校で教室の確保ができなかった場合に、放課後児童を大草野校区についてとりやめるということはできませんので、代替えの施設の確保が必要ではないかと、内部的にはそういった検討もいた

しております。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3 番（梶原睦也君）

現場は本当に場所を確保するのも大変な状況ということでお伺いいたしております。

あともう1点は、指導者の先生方が本当に孤軍奮闘されているというような状況で、また、学童保育が3年生までに延びたことによって雰囲気ごろっと変わったということをおっしゃっていました。今まで1、2年生のときは静かな学童保育ができたんですけど、3年生になりましたら行動が大きく広がって、また1年ふえた分だけでも相当大変なんですよということをおっしゃっていました。今現在、1名で対応されているところ、2名で対応されているところありますけれども、全体的にいけば指導者が1名で対応していると、こういう状況でございます。安全面等を考えますと、2名での体制というのを考えられないか。予算面で大変だとは思いますが、そこら辺の検討はいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

嬉野小学校と轟小学校は2クラスがございます。専任の指導員の方を1名ずつ、それから補助員としまして1名をつけておりますので、2クラスで3人体制ということで今現在お願いをしております。これは、特に基準というのは1クラス、さきの何人ということは、20名から30名という形の枠の中でのクラス配置をやっておりますので、それからはみ出た分については補助の指導員で対応しているというような状況でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3 番（梶原睦也君）

現場の先生は本当に御苦労されております。そういうことを考えますと、今後は児童館等の建設というのも必要じゃないかと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

児童館のことにつきましても以前御意見をいただいたこともございますけれども、きのうお答え申し上げましたように、いわゆる今回の文科省と厚労省の制度が一体化と将来的になっていくわけございまして、国全体の要するに放課後保育のあり方につきまして、考えが

大きく変わってきているというふうにとらえなくてはならないと思っております。そういうことも踏まえて、将来的な体制をつくっていく時間が必要ではないかなというふうにお考えおるところでございます。

議員御発言のように、このスタートは、今やっている事業のスタートにつきましては、例えば、共働きの御家庭の方がしばらく預かってほしいというふうな要望等もありまして、御自宅にお帰りまでの時間預かっていこうというふうな教室からスタートをして今の形になってきておるわけでございますが、今回、両省の事業を統合していこうという中には、新しい教育施設としてのですね、制度として広げていこうという考えもあるのではないかなというふうに推測するところでございますので、そういう点では本当に時間をかけて慎重に対応していかなければならないと思っておりますので、数がふえてきたから児童館にという発想が本当にストレートにつながっていくのか、もう少し中身を精査して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

そういう部分も含めて、子供たちの安全というのも考えながら次の施策に取り組んでいただきたいと思えます。

同じく学童保育の件なんですけれども、来年開校いたしますうれしの特別支援学校ですね、ここで行われる学童保育というのを市で取り組むということなんですけれども、その事業内容というのはどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

特別支援学校の放課後児童健全育成事業ということで、県の方で補助金の交付要綱が定められております。この中では、事業の目的としましては、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として運営をされるということで、1クラブの最低基準が登録児童が10名以上いることと、それに基準の指導員としましては、平均的な通所児童3人に1人をつけると。それから、基準介護補助員としまして、その指導員2人に1人の補助員をつけるということでございます。

対象児童としましては、重度身体障害者1級または2級の交付を受けているという児童、それから療育手帳のA療育手帳というのは知的障害の重度の方を申しますけど、重度の知的障害者の方、それから身体障害者の3級、それから療育手帳のBということで、これは

身体障害と知的障害の重複障害の軽い方をということですかね、そういった方を対象に事業をするということで、現在県内では金立とか大和の養護学校あたりでやられております。

ただ、今回、うちのうれしの特別支援学校につきましては、知的と身体との複合の特別支援ということで、ほかの支援学校とは若干クラブの内容が違います。特に、身体の方は車いすとか、そういった体が不自由な方が対象でございますので、これは医療機関面での心配、それから知的の対象の方については多動性とか、あるいは突然興奮をされるとか、そういった意味での対応が必要になりますので、特にそういった事業に精通をされて熟練をされた方に対しまして公募をかけまして、そういった方にこの事業をお願いしていきたいというふうを考えております。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

その対象者の数というのは、大体何名ぐらいを預かるとか、そういうのは決まっているんでしょうか。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

県の方で予備調査ということで実施された中での数ですけれども、10月末現在で18名の方が希望されているというふうにお伺いしております。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

18名の希望者ということですが、その中で嬉野市内の方はどれほどいらっしゃるかわかるでしょうか。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

10月段階での数字ですけど、4名の方がいらっしゃるようです。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

10月段階ということですが、10月22日だったと思いますけれども、保護者説明会が公民館の方で開催されたわけですけど、そのときは学童保育事業のことは説明されたのか、

お伺いいたします。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

説明会については、うちの方に案内が来ておりませんので出席しておりませんが、支援学校での学童保育の実施については行う方向で検討していると、行いますというようなことで県の教育企画室の方にはお伝えしていたところでございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

今の答弁ですけど、嬉野市の担当者の方は参加されていなかったということですかね。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

新設養護学校の説明会は既に2回あっております。それで、1回目が8月20日にあっております。これにつきましては担当の方で出席をしまして、2回目の学校説明会につきましては、こちらの方に通知が来ておりませんので出席をいたしておりません。

ただ、御父兄の方で一番関心があったのは、1回目の中でもございましたけど、放課後の学童保育ですね、そういったことに関心があらわれて、いろんな御発言がありまして、学校に対する質問もありました。その中での質疑の中では、嬉野市として放課後児童の実施を行っていくというような形での説明が教育企画室の方からあったことを私は確認しております。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

そのときに保護者の方が参加されて、市の事業であるのに市の担当者が参加されていなかったというのがどうも納得がいかないとか話がありましたので、ちょっと取り上げさせていただきました。

保護者の方というのは、嬉野にやりたいけれども、今通っている養護学校のような対応が嬉野でもできるのか、そこら辺が本当にはっきりしないと、今後子供たちをどちらにやるかというのを決めかねられていると、そういう状況であります。

また、先ほど来年の2月にまた説明会があるとおっしゃいましたけれども、4月入校まではあと4カ月しかないわけですよ。その中で本当に保護者の方はどうしたらいいかという

ふうに悩まれていらっしゃるわけですので、しっかりとそういうことで対応をしていただきたいと、そういうふうに思います。よろしいでしょうか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

今後、具体的なことにつきましては、新たに特別支援学校の校長先生も決まったということで、体制づくりも進んでいるようですので、具体的な実施の要綱とか、いろんな事業の打ち合わせが可能になったかと思っておりますので、早急に打ち合わせをいたしまして、説明会前までにはこちらの方の体制とか、あるいは事業の内容について、詳しく2月の説明会で説明できますように事業を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

そこら辺、よろしく願いしておきます。

最後に、肺炎球菌ワクチンの接種、公費助成についてお伺いいたします。

先ほど申しましたように、日本人の死亡原因は、がん、心臓病、脳卒中、そして4番目が肺炎と続いているわけですが、嬉野市についてはどのようになっているかわかりませんでしょうか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

今、先ほど市長の方からお答えがあったところですが、肺炎による死亡率については、平成16年度の統計では第3位となっております。亡くなった方が38名となっております。以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

38名ということですけど、特に嬉野においては3番目に肺炎が多いということですが、特に高齢者が肺炎になれば非常に死亡率が高くなるということでもあります。

肺炎の原因というのはいろいろあるわけですが、一番多いのが肺炎球菌ということになります。肺炎球菌による肺炎は重症化することがあり、また耐性菌が多く、治療が困難なことがあるので予防が大切である。ワクチンを接種した人としなかった人を比べると、肺炎で重症化した人や死亡した人は、接種した人がしなかった人の半数以下となっております。

す。

また、高齢者で慢性の肺の病気を持っている人は、インフルエンザワクチンとの併用により、接種なしの死亡率を100%とすれば、接種することにより19%、死亡率が19%と飛躍的に抑えることができると。また、このワクチンは一度接種すれば5年から8年の効果があると。すなわち毎年接種する必要がないわけですよ。公費助成によって、接種率を上げることによって医療費の削減ができると、そういうふうに思われます。

ちなみに、ワクチン接種料は自費で7千円程度と。また、脾臓摘出者に関しては保険適用になっているわけですが、そういう意味で医療費の削減にもつながるこのワクチンの接種を嬉野市においてもできないかお伺いいたしますが、もう一度市長、よろしく願いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

冒頭申し上げましたように、例えば、インフルエンザ等のようなワクチン接種が一般的となりますと、私どもとしても先駆的に取り組んできたわけでございます。ただ、今回のものにつきましては、まだデータのなものははっきりつかんでおりませんし、また、国、県等の取り扱いにつきましてはの方針というものがはっきり出た段階でやはり検討すべきであろうというふうに考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

しっかり検討するというところでございますが、ちなみに北海道のせたな町というところでは、平成13年の9月から65歳以上の高齢者を対象に、国内で初めて肺炎球菌ワクチンの公費助成を始めた。65歳以上の方、半数以上の方が接種されているということでございます。そのほかインフルエンザの予防接種等も積極的に進められ、国保の1人当たりの医療費がかつては北海道で1位だったと、それが平成16年度時点で182位へと改善されたという報告もございます。そこら辺もしっかり検討されて、本市でも取り組んでいかれることを望みまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（山口 要君）

これで梶原睦也議員の質問を終わります。

一般質問の質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

5番園田浩之議員の発言を許します。

5番（園田浩之君）

議席番号5番、園田浩之です。ただいま議長より質問の許可が得られましたので、通告書に従い質問いたします。6点準備しております。

まず第1点目、市営住宅の運営について、2点目、嬉野町における東西公園の管理運営について、3点目、はり・きゅう・マッサージ施術の治療費補助について、4点目、ペットボトル回収について、5点目、旧塩田町小学校の水泳大会の件について、6点目、嬉野町市街地の駐車場について質問いたします。

まず最初に、市営住宅の運営についてお尋ねいたします。

両町それぞれ施設がいかほどあり、その住宅はそれぞれ築何年経過しているかお尋ねいたします。

また、その中で老朽化した施設が多いように見受けられますが、入居募集の制限、タイムリミットがあるかないかをお尋ねいたします。

最近できましたふれあい団地の住宅は、土地購入から完成するまで総工費としていかほどかかり、また、年間維持費はどれくらい見込んでいるのかお尋ねいたします。

2点目の公園の管理運営についてですが、それぞれの公園の管理と運営はどのような形になされ、また、観光面での位置づけはどのようになっているのかお尋ねいたします。

3点目のはり・きゅう・マッサージの補助についてですが、国保からの治療費補助は行政単位となっておりますが、隣接する鹿島市、武雄市と協議をいたし、治療費、施術費ですかね、この補助の相互乗り入れが実現できないものでしょうか。また、このことは市民も治療院も望んでいると思いますので、お尋ねいたします。

ペットボトルの回収ですが、リサイクルのペットボトルの回収は月1回で、嬉野町の場合、各自が公民館まで持っていかなければならないのが現状であります。回収のやり方に今後変更はないのかお尋ねいたします。

教育長にお尋ねなんですけれども、17年度まで行われていたそれぞれの塩田町の小学校の水泳大会が18年度は行われませんでしたけれども、その理由は何であったのか。また、今後この水泳大会はどうなるのか、その見通しをお尋ねいたします。

国道34号線より南、塩田川より北の町中の駐車場は月極駐車場がほとんどでありまして、時間制の駐車スペースが見受けられないのが現状と思われまます。その中に月極以外の駐車場が存在するか、実態を知りとうございますので、お尋ねいたします。また、今後の見通しもあわせて教えていただきたいと思ひます。

あとは質問者席にて質問をいたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

議席番号5番、園田浩之議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

その前に、傍聴の皆さんにおかれましては、大変お忙しいところありがとうございます。心からお礼申し上げたいと思います。

園田議員のお尋ねにつきましては、大きく6点でございます。旧塩田町小学校の水泳大会につきましては教育長へのお尋ねでございますので、後ほど教育長の方からお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目が市営住宅の運営についてということでございます。

嬉野市営住宅につきましては何年経過しているかということでございますが、塩田の下川原住宅が築後27年、志田原住宅が築後27年、嬉野厚生住宅が築後57年、湯野田住宅が築後52年、内野山住宅が築後50年、皿屋住宅が築後37年、立石住宅が35年経過をいたしております。ふれあい団地につきましては、ことし完成をいたしたところでございます。

いずれにいたしましても、御承知のように、戦後の住宅不足等を補うために公営住宅の要望が多く、建設されたものと理解しております。最近では民間の賃貸住宅も増加しておりますが、公営住宅の目的も維持されながら変化をしているところでございます。

一応の耐用年数は30年となっておりますので、目安としては30年の計画でされたというふうに理解をしております。しかしながら、老朽化が進んでおるところでございますが、保守点検等を行い、必要があれば修繕を行いながら御利用をいただいております。その中でも嬉野地区の厚生住宅につきましては傷みが激しく、新規の入居は受け付けておらないところでございます。

次に、ふれあい団地につきましては、平成17年に着工し、建設費用につきましては210,000千円程度かかっているところでございます。また、年間の維持費につきましては、保険料、外灯料で78千円程度を見込んでおるところでございます。

また、土地の購入につきましては、福祉ゾーン全体を買収いたしております。全体で4億円程度で買収をしておりますが、特別養護老人ホーム、このめの里、市営住宅、市道建設部分、また現在、未利用地が相当ございますので、そのようなものをすべて含んで買収をしております。

次に、東西公園の管理運営についてお答え申し上げます。

東公園、西公園とも、市街地に近い公園として散策に御利用をいただいております。また、桜の季節には、お花見の場所として近隣の皆様に御利用をいただいております。

市では、公園管理担当の職員が通常管理を行っております。ツツジ、桜などの手入れを行っているところがございますが、ことし初めにも市民の皆様の御意見があり、公園内の視界が確保されていないとのごことでございましたので、伐採などについても取り組んでおります。また、花見の時期には照明設備が稼働しておるところでございます。加えて西公園につきましては、医療センターを御利用の皆様のお散歩コースとしても御利用をいただいております。

今後も適切な管理を心がけてまいりたいと考えております。

次に、鍼灸・マッサージ施術の治療費補助についてお答えを申し上げます。

鍼灸・マッサージの補助につきましては、嬉野市国民健康保険の被保険者を対象に補助制度を設け、健康保持のための健康増進事業として取り組んでおりますので、市内の施術院に限定をされておるところでございます。保険者が異なりますので、市外には適応しないで行われてきたものと考えております。しかしながら、医者が医療行為として認めた場合につきましては市外も御利用できますので、御意見のことにつきましては適応できているものと考えております。

御提案につきましては、武雄、鹿島などが対象として考えられますので、議員の御発言では患者、施術者とも希望しておられるとのごことでございますので、近隣市の意見も聞いてみたいと考えております。

また、現在までのサービス面での歴史もありますので、鍼灸師会の皆様の御意見も聞かせていただき、研究をいたしたいと思っております。

次に、ペットボトルの回収についてお答え申し上げます。

ペットボトル等ごみの収集につきましては、市民の御理解をいただき、円滑にとり行っております。課題と言われておりました廃プラの収集につきましても、回収回数をふやして取り組みを行い、推進できております。

御提案のペットボトルにつきましては、現在の収集体制を継続させていただきたいと考えております。ペットボトルのみの収集につきましては、排出量が一定しておりませんので、効率的な収集ができないと考えております。また、現在の収集体制が確立いたしておりますので、再度変更となれば、ごみステーションの設置の課題が生じてまいります。現在の収集方法において地域の御理解をいただいておりますので、継続してまいりたいと思っております。

その中で、公民館等のスペースなどに負担があるとすれば、役員の皆様と協議させていただき、回収回数等について協議をいたしたいと思っております。

次に、嬉野町の市街地の駐車場についてお答えを申し上げます。

嬉野商店街を中心とした市街地の駐車場につきましては、商店会の皆様とも再三協議をいたしております。対象地区につきましては、月決めといたしましては24カ所、290台、専用箇所としては30カ所、約300台の駐車場があります。ほとんどが各商店用、旅館用として利

用されておりますので、以前から申し上げておりますが、スペースとしては十分ありますので、利用や提供方法について御協議いただければと期待をしております。商店会の役員の皆様にも御検討をお願いしておりますので、方向を示していただければ検討できる課題と考えております。

また、市営駐車場につきましても、有効利用できるスペースがあれば協議はできるものと考えておるところでございます。

以上で園田浩之議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

質問5番目の旧塩田町の小学校の水泳大会が17年度まで行われていたけれども、18年度に行われなかった理由はというようなことでございますが、そのことについてお答えをしたいと思えます。

御質問の水泳大会につきましては、平成17年度まで旧塩田町内の3校と大草野小学校を加えた4校で持ち回りで開催をいたしておりました。合併をいたしまして、それをどのようにするかということで、ことしの2月に校長会を持ちまして協議いたしました。その中で、市となって一体化したのだから、全校の子供たちが参加できるような形で取り組んだらどうかというふうな意見が大勢を占めたわけでございます。それで、そうなりますというと、かなりの参加者数にもなりますし、その大会の場所、それから、範囲も広がっておりますので、子供たちの交通手段、開催の時期等々、いろいろと検討していく課題等も多くありましたので、ことし1年かかってそのことを検討して、そして、来年度からどうするのかということを決めていこうということで協議を終わったところでございます。

現在、そのことについて、各学校でどういうふうにするのかということで、保護者等の意見も聞きながら話を進めてもらっているところでございます。2月末までには結論を出したいということに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

住宅の問題から質問したいと思います。

ふれあい住宅の総工費が建物だけで217,000千円、土地はそれぞれの土地、特老とか、このめの里とか、住宅とか、また道路とか、さまざまなスペースがありまして、住宅が占めるスペースというか、エリア、面積はどれぐらいかわかりませんが、4億円の中の一部と解釈してよろしいわけですね。

その中で、210,000千円、220,000千円の建物が建てられたわけですが、14棟が建設されたと聞いております。それぞれの家賃が設定されていると思いますので、どういうふうに決められているのかお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

お尋ねの家賃の件でございますが、家賃の算定方法につきましては、公営住宅法、あるいは今回施行いたしました特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に規定がされております。入居者の各入居世帯の所得の段階に応じた家賃算定基礎額というものがございまして、それに立地計数、それから規模計数、経過年数計数、それと利便性計数を乗じて得た額とされております。

一例を申し上げますと、公営住宅で所得が123千円以下のランクですね。一番最低のランクでございますが、その場合で、ふれあい住宅の場合で申し上げますと、一般平家が基準額が37,100円、実際の家賃額が21,600円と。それから、一般の2階建てにつきましては、基準額は同じでございますけれども、家賃が30,700円。障害者向きの住宅につきましては、同じく基準額は同額で、家賃が23,900円と。特定公共賃貸住宅の場合ですけれども、これは中堅所得者向きということでございまして、所得が大体200千円から600千円の範囲内の方ということになっております。その一番最低のランクでちょっと申し上げますと、所得が238千円以下の場合で基準額が79,200円、先ほどの計数を乗じて得た家賃の額が62,700円というふうになっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

はい、わかりました。

それで、ふれあい住宅に関してはまだ建ったばかりで、別に補修をする必要もないし、維持管理費とかはかからないだろうと思います。が、嬉野に関しては築50年以上過ぎた住宅が3カ所ありまして、厚生住宅に関しては入居の募集はやっていないということで、住宅を見ると当然だろうなとうかがえます。

じゃ、次に古い湯野田住宅ですが、湯野田住宅だけでいいんですけれども、ことしに入って補修、修理がなされたか、費用がどのくらいかかったか教えてください。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

湯野田住宅の修理につきましては、今年度に約100千円程度じゃなかったかなとは思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

ありがとうございます。

議長（山口 要君）

ちょっと待ってください、質問がありますから。訂正ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）再度答弁。支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

済みません、訂正をさせていただきます。

金額につきましては、275千円程度かかっております。

以上でございます。済みません、失礼しました。（「275千円ですか」と呼ぶ者あり）はい、275千円です。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

下水道工事が第七の方が竣工して、第八区画整理のエリアをよそに、湯野田の方へ計画が進んでいるようですが、そのことに関しては次回の質問に回しまして、湯野田の市営住宅も当然下水道施設を市がみるということになるわけでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

下水道事業につきましては順調に今のところ進んでいるわけですが、湯野田地区の接続はいつになるのかというのは、ちょっとまだはっきりいたしておりません。そういうことを踏まえてお答えしますし、また、湯野田住宅の将来的な取り扱いということもまだ決定はいたしておりませんので、そこらを前提にお答えしますけれども、要するに市有の施設でございますので、市営住宅ということを考えれば市の負担で管の接続は行くと。使用料につきましては、入居者がお支払いいただくということになると思います。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

またふれあい住宅に戻りますけれども、入居率はどのように現在なっていますでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

入居率と申しますか、入居の状況についてお答え申し上げますけれども、完成いたしましてから、いましばらく時間がたったわけでございますが、特公賃住宅を除いては全部入居をいただいているということでございまして、特公賃住宅の分がまだ御入居いただいていないということで、今、2回ほど公募をかけておるということで、入居待ちということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

特定優良の方が2戸まだ住まれていないということなんですが、62,700円の高額というか、市営住宅にしては高額だろうと思えますけれども、なぜこのような高い家賃の住居を建設されねばならなかったのかお尋ねしたいと思えますけど。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この市営住宅につきましては、先ほど申し上げましたように、嬉野地区におきましては50年以上たっている市営住宅が非常に多かったわけございまして、市政の課題といたしまして、公的な住宅の整備ということが強く望まれてきたところでございます。そういうようなことで、いろんな御意見をいただく中で、いわゆる市営住宅の整備ということと、また、まだ取り組みは行っておりませんが、経過年数が相当たっている市営住宅の対策と、これについては早急に取り組みねばならないというふうに以前から検討をしてきたわけでございます。

そういう中で、公営住宅の整備ということで建設が決定をしてきたわけでございますが、先ほども申し上げましたように、いわゆる公営住宅の目的も変化しておるということを申し上げますけれども、一つは、低所得者向けの公営住宅の整備ということがありますけれども、もう一つは、いろんな御意見の中で、やはり中堅所得者向けの住宅も必要であるというふうな御意見もありまして、また、国、県も公営住宅のあり方という制度の中で、そういう

ようなことで取り組もうということが時代としてありますので、そういうことで取り組んでまいったということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5 番（園田浩之君）

前もって建設課の方に数字をいただいております、自分なりに計算をしてみました。市営住宅は福祉の事業でありますから、利益を生む必要はないわけですね。であっても、いずれにしろ家賃をいただくわけですから、土地、整地代を除いた住宅の建築費を、100%入居され、なおかつ家賃を据え置きで割ってみますと、元を取るのに43年かかるというわけでございます。

なお、その中で、新築の住宅でありながら、62,700円の住宅は9カ月たつのにまだ2戸入居されていないということとか、また、時がたつと家賃も下げにゃならん。また、入居率も問題になってきますし、そのことを考慮に入れて計算すると言っておかしですけど、考慮に入れて考えてみますと、元を取るとに、さて何年ぐらいかかるかというところになるわけですが、10年、20年たちますと、また補修、修繕も必要になり、維持管理費が当然発生しますから、年を追うごとに維持管理費が市の財政を圧迫することは明白じゃなかろうかなと思うわけでございます。

民間ならば、このような住宅を建てる人はまずいないのではないだろうかと思うんですが、市営ならば言っておかしいんですけども、そういう原価計算までする必要もないかわかりませんが、なぜこのような高価な建物が建てられたのか、ちょっと疑問に思ってしまうのかなとですけど、もう一度答弁よかですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

市営住宅ということになるわけございまして、公営の住宅でございます。そういうことで、先ほど部長が御説明申し上げましたように、所得に応じて家賃の設定というのも決定していくわけございまして、そういう制度の中でつくっていくわけでございます。そういうことございまして、民間の住宅とは考え方が大きく違うということを御理解いただきたいと思っております。

そういう中で、精査をしていきながら料金設定というものをやっていくわけございまして、高価ということではなくて、先ほど申し上げましたように、中堅所得者が入っていただける市営住宅ということで建設を進めてまいりましたので、そういう点ではぜひ御理解をい

ただきたいというふうに思っております。

何年で元を取るのかということですが、これは補助の事業といたしまして、いろんな考え方もあるわけですが、元を取るとか取らないということではなくて、やはり市民の皆さん方への住環境の提供ということ、私どももでございますが、やはり県、国としても一つの施策として取り組んでいるということでございます。そういう枠の中で建設をしてきたということでございます。

民間の場合もいろいろあると思います。今、嬉野地区でもいろんな空きアパートが目立っておりという話がありますけれども、しかし、こう見ておきますと、非常に投機的にアパートをつくっておられて、今、募集をかけておられるというところは非常に多いわけございまして、そういう点では市内の不動産業者の方のいろんな情報を持たれて、適切に料金設定をされているのではないかなというふうに思っております。私どもも基準となる料金設定等につきましても、市内の関係の皆さん方ともヒアリング等もいたしまして、県、国とも打ち合わせをして料金設定をしておるということでございますので、そういう点で、いわゆる所得の階層によって入居制限が非常に厳しいわけでございますので、その幅を広げていったということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

市営の場合は民間と違うということでありましたので、そのように理解いたしましょう。

建ってしまったものはもうどうしようもありませんし、じゃ、今後どうするかということを考えねばなりません。未入居のところはどうやって入居していただくとかかですね。

塩田町のアパートの事情は私はわかりませんが、嬉野町の場合、先ほど市長が申されたように、町中の空きアパートが多い中に、なおかつ、また第七、第八の区画整理でさらにアパートが次から次と建っているわけでございます。しかも、どこのアパートも入居者募集の垂れ幕が結構下がっているのが目につきます。さきの総理大臣も申されておりました。民間に任せられるものは民間に任せると。

市営住宅関係で市の予算が毎年組まれていると思いますが、かつてのように必要に迫られて、また、必要な場所に建てるのは当然だと私も思います。そうであるべきだと思います。今後のことですが、そうでない場合、今後は箱物はやめていただくというか、市営住宅入居者対象に 対象というか、それぞれの方に民間のあいているアパートに入居していただき、その方々に補助なり助成をしますと、民間のアパートはあいているアパートが多いわけでございますから、大家さんも大助かりで大喜びだと思うわけでございます。市としても、箱物は建てないわけでございますから維持管理費が発生しませんから、財政課長も大助

かり、大喜びじゃなからうかなと思います。民間のアパートに助成をして、市営住宅に入居されるであろう方に補助なりしますと、一石二鳥かと自分は思うわけなんです。そこら辺、市長、感想をお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、塩田地区、嬉野地区とも50年、33年というふうな非常に経過年数のたった住宅が多いわけでごさいます。実は以前、この嬉野の住宅マスタープランをつくるときに、どのような形で取り組んでいくのかという話がありました。そういうときに議員御提案のようなお話もございまして、都会でアパートの家賃というんですか、特殊な場合に限って公的に補助をしながら、住居がないということで確保していったということがございまして、しばらく研究をさせていただいたことがございました。

しかし、そういう中で、やはりいろんなことを研究するにつれて、民間の集合住宅を買い上げるとか家賃の補助をしていくとかいうことにつきましては、やはり公的な費用を投入するという点については問題があるのではないかなということに行き当たったわけでごさいます。そういうようなことは非常に難しいのではないかなというふうに考えておるところでございまして。そういう点で、やはり住宅費用まで含んで、いわゆる生活困窮世帯の方々につきましては助成する制度があるわけでごさいますので、そういう点で、生活全体のサポートということは行政責任としてやっていかなければならないというふうに結論として思ったところでごさいます。

そういうことでごさいますので、家賃補助とか、そういうことにつきましては、今のところは非常に厳しい形ではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

市長の答弁もうなずけるというか、理解できる点があります。箱物でも必要なものは当然つくらにゃいかんだろうし、つくるに当たっては市民が十分に納得できて、建築後、市の財政を圧迫しないように、設計の段階からそのことを十分に考慮に入れるべきだと思います。

それで、市営住宅が2億円だ、それぐらいだというから、市は破綻は起こしませんけれども、夕張市がいいお手本を示してくれておりますので、昨今、テレビとかマスコミでは、当時の議員たちは何をしていたんだと。市長とか行政当局にとどまらず、議員をも非難しておるわけですね。建物の大きい小さいはともかくとしても、嬉野市は夕張市のようになっ

いけませんし、また、なしてもいけないわけです。でありますから、我々議員も責任がありますから、おかしいと、ちょっと変だなと思うところは、やっぱり物を言わなくてはならないだろうということでありますので、このような質問とか発言をしているわけでございますので、今後、箱物を建てる時は、先ほど申し上げましたように、十分考慮をしていただきたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

西公園は、温泉地でありながら、散策の場所に事欠いている嬉野市にとって数少ない景勝地であり、また、近隣の一般家庭にとっても安心して子供を遊ばせられる場所として非常に価値の高い資産だと言えます。先ほどこのようなことも市長言っていました。にもかかわらず、湯野田川からの上り道は昼なお暗く、うっそうとした森の中に荒れ放題で放置されているわけでありまして。女性や高齢者が散策を楽しめる状態とは決して言えないのではないのでしょうか。

公園らしく森の手入れを行い、遊歩道として整備することをあわせて駐車場の整備を行えば、住民と観光客の新たな憩いの場所として再生できるのではないだろうかと思うわけですが、市長の見解をもう一度お願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

西公園につきましては、歴史のある公園として親しんでいただいておりますが、議員御発言のことにつきましては、いろんな方から御意見をいただいております。湯野田川のことにつきましては今回初めていただいたわけですが、一つは、やはり駐車場が確保できていないというふうなことでございまして、今後の課題と認識をいたしております。

また、登山道等の整備につきましては不足する点があると思ひますので、今後、担当課と一緒に検討をしてみたいと思ひます。

駐車場につきましては以前からの課題でございますけれども、なかなか解決できなくております。ここもあわせて研究はしてみたいと思ひます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

東公園はありますけれども、先ほども市長が申されたように、西公園には車をとめるスペースがないわけでありまして、できますならばということで、市長はそれは困難であろうという答弁でありましたけれども、再度提案というか、私見を述べたいと思ひます。

湯野田住宅は半世紀を過ぎた住宅でもあり、地震等災害に対してリスクを抱えている建物でもあります。今後、年月もたっておりますし、入居募集は打ちどめにさせていただいて、出ていけというわけじゃないんですけれども、特に、老朽化が進んでいる住宅は危険でもありますし、先ほども申し上げましたように、お住まいの方に応分な家賃を市が負担し、このことは先ほども市長が申されたように、そう簡単にいかんよと、問題があり過ぎるということは重々承知をしております。そのような問題が解決した後であるならば、安全なアパートに移っていただく布石がとれないものだろうかと思うわけでございます。それができると、あいたところから公園の駐車場が確保できるのではないだろうかと思われまます。

このことが実現しますと、先ほど申しました住民と観光客の新たな憩いの場所として再生されるわけでありまます。地域住民も強くこのことは望んでおりますので、強く要望して、次の質問に移りたいと思いまます。

はり・きゅう・マッサージの補助についてですけれども、白石町、大町町、有田町、玄海町、唐津市は国保だけにとどまらず、全町民、全市民にはり・きゅう・マッサージ施術料の補助を施していまます。基本的には施術料補助は現住所内のはり・きゅう・マッサージ院での施術に限られておりますが、有田町の場合、町内のはり・きゅう院に限定せず、伊万里市、武雄市、嬉野市のそれぞれの市が認定しているところではありまますけれども、その認定しているどこの治療院で治療を行っても料金の補助を受けられまます。このことは有田町全町民の健康維持、ひいては医療費の軽減につながると考えての首長の判断と思われるわけでございまます。

相互乗り入れは、見方によってはそれぞれの行政にとってメリットだろうかとか、デメリットだろうかと考えがちですけれども、隣接する首長同士が市民の立場に立っての福祉施策と考えていただきたいと思いまます。市長もその方向に働きかけていただき、これが実現しますと市民も選択肢が広がり、はり・きゅう・マッサージ師会の方も願いがかなうと思うわけでございまます。

問題なのは 問題なのというか、2008年4月に導入される後期高齢者医療制度が、75歳以上の方が国保の保険事業の一環から切り離され、はり・きゅう・マッサージ施術料の補助金の対象外となる可能性があるわけでございまますね。それで、75歳以上の方が補助を受けられなくなった場合、当然市として救済措置が望まれると思いまますけれども、市としてどのような措置が考えられるか、市長の考えをお聞かせいただきたいと思いまます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この鍼灸・マッサージの件につきましては、合併協議会の際にいろんな話し合いがあり

ました。それで、今の形に落ちついたというところでございます。

マッサージのいわゆる施術院の先生方の御意見もお聞きしたことがございますけれども、先生方におかれましては、とにかく全員というふうな御意見もお持ちでございますし、しかし、やはり医療と健康づくりということを基本的には分けて考えていかなければならないという立場でも私どもはございますので、そういう点で、医療行為として行われる場合につきましては、お医者様の証明があれば今でも行われるわけでございますので、そういう点は市民の皆さん方も御理解をいただきたいというふうに思っております。

そういう中で、国保事業の中での健康増進事業という形で取り組んでおりますので、いろんな健康増進事業があるわけでございます。そういう枠もございまして、今の形でおさまっておるということでございます。

ただ、利用の方法について、議員御発言のように、市外のところもということでございますが、私どもの方はまだはっきりヒアリングしておりませんが、近隣の市町の中では、市内の施術院の御意向もあって市内で受けることに限定しているというところもございまして、そういう点で、私どもも十分近隣の市町と打ち合わせをしながら取り組みをしないと、かえって御利用者に御迷惑をおかけしますので、研究をさせていただきたいということでお答えをいたしたところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

75歳以上の方が補助を受けられなくなった場合、市としての対策はあるかということに対するの答弁は今のよろしゅうございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

国保で限定してやっているわけでございますので、後期高齢者の新しい保険制度ができた場合については、まだ承知をいたしておりませんので、そこらについては情報等を集めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

はり・きゅう・マッサージの施術は市民の健康維持、ひいては医療費の軽減につながるこ

とでもありますので、市長の最大の配慮をお願いするということで、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

ペットボトルの回収については、市長の答弁では今までどおり、現行どおりいくと。もし量が多くなれば回数をふやしたりすることもいいだろうということでありましたけれども、私が質問した本当の中身というか、ことは、自分の住宅から公民館までかなりの距離があるうちで、なおかつ、ひとり住まいの高齢者の方で、しかも、女性だということになると、かなり厳しいのではないだろうかと思われるわけですよ。それで、こういうことやっけんがどがんかならんねと、その方は市の方に電話なり連絡なりとられたと思うんですよ。そいぎ、近所の人に頼みんしゃいといって、何かけんもほろろに言われたと。1回ぐらいやぎにゃ頼んでもよかとばってん、毎月のことやけん、ちょっと毎度毎度は頼まれんですよと。これは何とかならんとやろうかという相談ば受けたもんやけん、こういう質問をしているわけでございますけれども、高齢者、ひとり住まいの方とか、ちょっと身体的に不自由な方のところは特別な配慮が必要ではなからうかと思うわけでございます。

そういうことに限定して、ペットボトルの回収の今後の変更はないかということをも改めてまたお尋ねいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員の御提案の趣旨は十分承知をいたしております。それで、今、現行の体制をとっていきたくないと申し上げましたのは、継続してずっとペットボトルの回収については御協力をいただきながらやってきたわけございまして、非常にリサイクルという趣旨を生かしながらやってきまして、普通の一般ごみとは分けていこうという考えの中で御理解をいただいてきたわけでございます。そういう点で、現行の体制につきましても、いい形で構築できているというふうに思っております。

ただ、収集場所の問題とか、それから、ごみステーション等の課題、また費用の問題がございます。そういう点で、現在の体制を維持していきたいとお答えをしたところでございます。

今、御発言の個々のいろんな事例につきましても取り組みをしなくちゃならない点もあると思いますので、担当課と一緒に勉強をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

それでは、改善というか、いい方向に検討していただくというふうに解釈してよろしいわけでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

このことにつきましては、以前、ペットボトルではなくて、体の御不自由な方とか、それとか御高齢のおひとり住まいの方とか、大量のごみを運ぶには不自由な方とか、そういう方に対して、いわゆるボランティアというのは語弊がありますが、そういうことをやっている市町村があると。それについて勉強してみないかという御提案をいただいたこともございますので、まだ継続課題になっております。そういうことで勉強をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

じゃ、そのような形に進んでいただくことを切に望みまして、次の質問に移らせていただきます。

教育長ですけれども、先ほども答弁いただきました。本来であるならば、子供たちも保護者も毎年行われているものだから、当然ことし ことしというか、18年度ですね、ことしもあるものと思っていたと。それがなかったのが、非常に残念であるということをお聞きまして、伝統的に恐らく塩田町の小学校4校は続いていた大会だろうと思われるわけですね。校長会で検討した結果、ことしは見合わせて、次をどうするか考えるということの答弁だったですけれども、こういう合併後ではあるけれども、差し当たって旧塩田町は今までどおり行って、今後はどうするかということを通常ならば検討するのじゃなからうかなと思うんですけれども、そこら辺どうなんでしょう。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

協議の中で、校内水泳大会というのはどこの小学校でも行っているようであります。それで、それにかえることができるのではないかとということでございました。校内水泳大会は全員が参加できるというメリットがあります。それで、泳ぎの速い人を見ることによって、ほ

かの泳ぎが不得意な子供たちも意欲を喚起されると。それで、数名が出る旧塩田町の水泳大会で、いわゆるスイミングスクール等に行っている子供たちが目立って活躍するというふうな場ではなくて、みんなが参加して、みんなが競い合う大会というのがより教育の効果があるのではないかという議論が大勢を占めたわけでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

園田議員。

5番（園田浩之君）

御父兄の方たちの意見と教育長の答弁とが若干ずれを感じましたので、もうちょっと自分なりにも検証を試みたいと思います。教育長の今の答弁だと、なるほどだと自分も納得いたしました。

先ほども申し上げましたように、この大会は保護者も子供たちも望んでいる大会でありましたので、ぜひ19年度はどのような形であれ、復活というか、再度大会が行われるように計らいをお願いしたいと思ひまして、この質問は終わらせていただきます。

駐車場の問題に関しては、市長に思っているところの答弁をいただきましたので、私の質問はこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで園田浩之議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

6番副島孝裕議員の発言を許します。

6番（副島孝裕君）

議席番号6番、副島孝裕でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

なお、傍聴席の皆様には、本日も大変お寒い中、また、師走の12月何かとお忙しい中を長時間傍聴いただき、まことにありがとうございます。

嬉野市が誕生し、本年最後の議会となり、私も4回目の一般質問となります。本日も眠気を覚ますような明快なる答弁をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

一昨日12日、ことしの世相を反映する文字として「命」が決まり、京都清水寺の貫主によって大きく描かれました。命の大切さ、とうとさを改めて痛感します。

今回の議会でも数多くいじめ、虐待、自殺と、本当に驚くような質問がたくさん出ております。要は、家庭のしつけ、そのあたりが起因しているのではないかと教育長も回答がっております。

実は、私本年9月定例会後の議会だよりの編集の際、議案審議の中の図書館システム統合の件で、隣にあります塩田図書館での取材の中で、塩田地区幼稚園、5カ所の保育園、それ

に五町田小学校谷所分校へ塩田の図書館の方から巡回図書が実施されると聞きました。幼児期における読書へのきっかけづくりとして大変すばらしいシステムだと思います。まだまだ字も読めない時期でもありますので、幼児たちはまず絵本から見始めると思います。特にいじめの問題とかありまして、最近の子供たちは家に帰ればテレビゲームに熱中し、ついつい本を読むことが敬遠されがちです。特に幼児期に読書に興味を持つことは大変重要なことだと思います。この巡回図書制度の意義、その重要性について教育長にお尋ねをいたします。

また、今回の質問に合わせて、市内の久間、塩田、吉田の各小学校、また、嬉野、吉田の中学校の各図書室を見学させてもらいました。思った以上によく利用されておりまして、特にある小学校においては、毎日全児童の半数以上の子供たちが図書室を利用しているという学校もありました。ただ、中学校になるとどうしても部活に時間を割かれて、利用する生徒がやや少ないように思われます。

このような現状の中で、巡回図書については、現在塩田地区の方で市の公用車が利用されておりますが、ここで将来の子供たちの夢をかなえる意味で、専門の移動図書館車を導入してはどうかと思っております。そして、今まで実施されていなかった嬉野地区を含めた市内全部の保育園、幼稚園、小学校、中学校を定期的に巡回するようになれば、子供たちが読書への関心をさらに大きく膨らませるように期待できると思います。

市の財政の厳しさは十分理解できますが、嬉野市の将来、また、子供たちの未来を思ったとき、移動図書館車の導入はぜひとも必要と思います。このことについて市長のお考えをお尋ねします。

以上、1回目の質問とし、以下の質問は質問席より行います。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

6 番副島孝裕議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

図書館へのお尋ねにつきまして一部お答えを申し上げたいと思います。

移動図書車等についてのお尋ねでございます。

一般的に申し上げまして、生活の中で書籍に親しんでいくことは大切なことであります。そのような趣旨で、学校図書館と加えて市立図書館が設置されておるところでございます。しかしながら、多忙などの理由で利用状況は活発ではありません。市の広報や、また、子供たち向けの読み聞かせの活動を通じて一般の利用を推進しておるところでございます。

以前、嬉野町長時代に有田地区の図書館バスの利用等も視察をいたしましたが、利用者が固定をしており、成果として上がっていないということでございました。そのことを踏まえまして、今後考えられる対策といたしましては、市内で希望される地区図書館での図書コーナーの設置や、また民間施設でも契約をお願いできれば一般市民が利用でき、配置をするこ

とによって幅広い対応ができるんじゃないかというふうに考えております。そのことを管理しながらの読書推進を図られればと考えておりますので、研究をしてみたいと思います。

以上で副島議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えをいたします。

読書の効果等につきましては、議員と私全く同感でございます。巡回図書の意義、重要性は何かということなんですが、実際に巡回図書に従事している職員の話聞いてまいりました。3点あるということでございます。

1点目は、本は身近にあるということで小さいころから本に親しむことができると、いわゆる本への親近感、それから、それからの読書意欲の喚起というものにつながるという点が1点でございます。2点目は、借りていった本を夜寝る前とか、あるいはお父さんやお母さんが、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが休みのときに親子で読書ができるということで、読書の楽しさですね、あるいは親子のコミュニケーションというものを図ることができるというようなことでございます。3点目は、両親とも共働きが多いという社会になりましたので、平日に来館できる子供というのは非常に少ないわけでございます。そういう子供にとりましては、定期的に読書をするようにできるようになるわけですので、読書習慣が定着をしやすいということをおっしゃったので、私も全くこのことについては同感だというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

ただいま市長の答弁を受けましたが、非常に消極的な答弁をいただきまして残念に思うわけですが、有田の移動図書館を見た場合、余り利用価値がなかったというお話です。しかし、ただいま教育長の答弁によりますと、先ほど来出ておりますいじめの問題とか、家庭のしつけとか、そういった場合を考えて、一番大事な幼児期にそういう本との親しみができる、そういう機会を与えるという意味では非常に大きな効果があるし、やはり子供に夢を持ってもらう、そういう環境づくりを整備するという事は非常に大事な事ではないかなと思います。ただ、それが移動図書館を整備することによってすべて解決するとは思っておりません。特に現在のところ実施されているのが塩田地区に限られています。これは早急に全市に広げていただきたい。

特に今回小学校、中学校を見学させていただいて、また、図書の先生ともお話をしたわけ

ですが、ある小学校でちょうど本年7月ごろ、これは講談社ですけど、これの大きなキャラバン隊が学校に来てくれたそうです。約2時間ぐらい滞在したそうですが、本当に子供が寄ってきて、そこでちゃんと手前の引き出しを出せばキャラバン隊の移動図書館車で本読みもできるというようなシステムになっていたそうです。それで、非常に好評だったと、私の移動図書館車の整備の話をしてながらそういうお話もしました。それと、これが週に2回ほど配本のシステムがあって、学校図書館もそういう年間の図書の購入費とかはどうしても制約を受けるわけで、あれも買いたいこれも買いたいというようなわけにはいきませんから、そういった意味では、やはり塩田の図書館にお願いをして、図書館の本を借りる、あるいは塩田の図書館にない図書あたりはインターネットあたりで検索をしていただいて、県の図書館、それから佐賀市、伊万里市、それから、お話を聞いたのが太良の図書館から結構お借りするとか、鹿島の図書館からお借りするとか、そういう対応も図られております。そういった意味で、ここで市内には八つの小学校と四つの中学校がありまして、学校図書館の利用状況と年間の図書費の購入については、事前に資料をいただきましたので、省略いたしますが、塩田図書館における巡回図書システムについて、その運営方法と利用状況について担当課長にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

利用状況についてお答えいたします。

巡回図書につきましては、週2回、火曜日と木曜日、午前と午後、7施設を巡回しております。2週間に1回のローテーションで実施をしているという状況になっております。

17年度利用実績でございますが、全体の利用状況につきましては4,445人で、貸し出し冊数が1万2,580冊というふうになっております。

なお、それぞれの施設についてもう少し詳細説明を申し上げますが、たちばな保育園で422人、貸し出し冊数1,361冊、これは年間延べ冊数になっております。人員及び冊数です。みのり保育園575人、貸し出し1,815冊、本應寺保育園715人、2,108冊、ルンビニ保育園673人、1,912冊、久間子守保育園645人、2,035冊、塩田幼稚園1,181人、利用冊数2,392冊、谷所分校195人、813冊、計の4,445人、1万2,580冊というふうになっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

これは、移動図書館車に関するのですが、県立図書館には移動の専門の図書館車があったと思いますが、今はどのように運営をされているか、また、県内のほかの市町における移

動図書館車の配備、設置状況について担当課長にお尋ねします。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

まず、県立図書館の運用状況についてお答えいたします。

県立図書館においては、移動図書館ともしび号と言われておりますが、1台配置をされておまして、全体の積載冊数1,500冊規模程度の移動図書館車となっております。これは県内16カ所を2カ月に1回巡回されておまして、主に公立図書館、公民館図書室、福祉施設といったところになってまいりますが、公設の図書館が充実していない 充実していない といえば語弊があるかもしれませんが、やや弱いといったところを中心に巡回をされているという状況となっております。

ただ、県の方も財政的事情かと思われませんが、18年度中で終了したいということでございます。

それから、各市町において図書館が充実してきたということも理由の一つであるように聞いております。

それから、県下の移動図書館車の配置状況でございますが、5市2町において移動図書館車が配置をされております。そのうち、太良町と嬉野市、この分は公用車、いわゆるポンゴを兼用車で、コンテナに本を入れまして巡回をしているということで、あと4市1町の方が専用車を配置しているという状況となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

今の報告にもありましたように、県のともしび号が18年度で廃止をすると、いろいろな諸事情があったこと、それに一つの理由として各市町のそういう図書館の整備とか、やはり各市町の自前のそんな移動車のサービス、そういうのが充実してきた結果だと思えます。

本市においても、市立の図書館が旧両町でそれぞれ今のところ充実しています。そういうのをまず現在のところどこか一つに統合するとか、これはまずできないことでしょうし、また、今の両町の両市立図書館を見ましても、例えば佐賀市とか伊万里市とか、そういった市立の図書館に比べればかなり蔵書にしてでも、内容にしてでも、やはり規模的にも小さいというのはもう否めません。そういった意味で、そういう、何と申しますか、弱点と申しますか、弱いところをカバーするためのそういった移動の専門の図書館、そういうのはぜひとも整備したらどうかとは思っております。

冒頭市長の答弁にありました、そういう経費あたりを考えた場合に、例えば効果があるの

かとか、そういう事情は重々わかりますが、基本的にはそういう幼児期からの本に親しむ機会を多くつくってやる、そういう環境をつくるということは非常に大事なことですし、もし移動図書館が早急に配備できないとすれば、せめて嬉野地区の巡回図書、そういうのはぜひ早急に実施していただきたいと思いますが、その辺、市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、冒頭お答えしましたように、長年私なりに研究してきた課題であるわけございまして、先進地も視察しましたけれども、いわゆる移動図書館車を使ってサービスをしてられるわけございまして、要するに長年たちますと利用者が固定していくということで成果が上がっていないということでお答えを申し上げたわけございまして、それをいかに解決していくのかということで、一つの方向性として以前から思っていましたのが、例えば、嬉野市内のすべての公民館に、費用はかかりますけれども、図書コーナーというのをつくっていただいて、そして、私どもの図書館から定期的に配本をしていくと、そういう図書コーナーをつくっていただくとか、例えば、民間の大きなスーパーとか病院とか、病院さんは別にしましても、例えば、塩田地区には誘致企業とかありますけれども、そういう職員さんがおられるところに嬉野市の図書館コーナーというのを設置させていただいて、そこで通常図書館に来ないと本に触れられないとか、巡回車が来ないと本を見ないという形ではなくて、一般の方ができるだけ見ていただくような、本を呼んでいただくようなシステムがないかということで考えましたのが、先ほど申し上げました公民館への図書コーナーとか、それから、民間施設でも契約をお願いして図書を置かせていただくと、その巡回の配本というのは私どもの市で行うというシステムが考えられるのではないかとということでお答えをしたわけございまして、御理解いただきたいと思います。

それについては、やはり図書のラックとか、それとか人を配置するとか、相当な費用がかかるということで考えておりますので、今まで取りかかれなかったということでございます。そういう点で、機会をとらえてもう少し詳細に詰めまして行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

とすれば、そういう巡回図書あたりは積極的に進めるといようなただいまの市長の答弁でありましたが、先ほど私お聞きしました旧嬉野地区への幼稚園、保育園への巡回図書につ

いてはいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

予算面は別にいたしまして、一つの見本といたしましては、神奈川県横須賀市だったと思いますけど、視察をしたときに、ラック方式というのをやっておられました。いわゆるコンテナラック方式といいまして、コンテナに本を詰めて、そして、コンテナごとずっと巡回をしていって、そして、それぞれの地域の施設で読んで返却、貸本を行うというふうな施設でございまして、そういう点では人と公用車さえあればやっていけるというふうな見本だったろうと思います。

そういうことで、もう少し研究をしまして、嬉野地区でもできるように努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

そういった意味では、現在塩田の図書館が実施しておられる二月に1回程度、小学校、中学校に約50冊程度の配本を行っている、これはもう現在塩田の図書館が実施されておりますので、それに倣ったそういうシステムになるろうと思いますので、それはぜひとも嬉野地区の幼稚園、保育園、小学校、中学校にぜひ早急に実施をしていただきたいと思います。

それともう1点、これは各学校図書館を訪問して気づいたわけですが、非常に学校間のそういう図書に対する格差というのですか、というのは、お話を聞いて感じたのは、旧塩田地区の小学校、中学校にはそういう資格を持った司書の先生、そういう方が指導をしておられる。しかし、旧嬉野の小学校、中学校には事務職の兼務の資格を持った人が持たない、その辺ほとんど私の聞いたところでは、資格は補助的なものは1人持っているというように言われましたが、ほとんど事務補としての位置づけというようなふうに言われました。その辺の格差がある。それと、ほとんどの学校図書館でバーコード式になっていて、そういう蔵書の管理、それから貸し出しの管理、そういうのがパソコンだけでわかるというのがほとんどでしたけれども、1校だけそれが完備されていないところがありまして、それと場所的にも、これは名前を上げていいのかどうか、吉田の小学校あたりは新しいできたばかりの小学校で、2階の踊り場というのですか、入り口のところのいいところにできてあって、ああここならもう子供がふだんいつも来やすいところだなというような感じ、しかも入り口が2カ所あって、ちょっと学校側は日当たりが悪くて冬場がちょっと寒いとか、そういうお話もされよったと

ですけど、しかし、ちゃんと図書室は冷暖房完備ができているというようなお話もされました。ただ、1校行ったところは、ちょうど4階建てで、4階の一番奥まったところにあります、ああここに生徒たちが図書館に来てくれるのかなというような感じも受けたのですが、そういった意味の学校図書館についての格差も含めてお考えを市長と教育長にお尋ねいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの地域が歴史を持ってきたわけでございまして、取り組み等について違いがあるということは今御指摘いただいて承知をしたところでございます。

これにつきましては、人的な配置の課題もありますので、学校関係者と協議をしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

図書の担当の係が司書の資格、図書司書の資格を持っているかどうかということにつきましては、塩田地区の方では、司書補という形で最初から採用いたしておりました。そういう関係で資格を持っているものと思っております。

嬉野地区の方では、事務補という形で採用がなされておりましたので、そうでない方もおられるんじゃないかというふうに思っております。

それから、先ほど申されました学校間の、吉田中学校の図書室が非常に奥まった、一番奥のところにあるということなんですけれども、学校訪問をいたしました折に、どうしてこういう位置に図書室を設置したのかというようなことも聞きました。やはりいろいろ検討された結果、やはり図書室をそこに持ってこざるを得なかったというような説明がありまして、なるほどそういうことだったのかなということで、一応理解はいたしておりますけれども、やはり図書室の場所ということにつきましても、新しく設置をする場合には考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、先ほど質問がありました、いわゆる学校図書室の活用ということにつきましては、今は活用の方法がかなり変わってきて、以前は本を借りてそこで静かに本を読むというのが活用方法の主流であったわけなんですけれども、今はそこを利用して学習活動をしたり、調べ活動をしたり、あるいはそこでの読み聞かせの場であったりということで、非常に教育活

動が多様化してきておりますので、多岐にわたった活動がなされているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6 番（副島孝裕君）

冒頭に教育長からお話がありました三つの巡回図書の意義、重要性と申しますか、やはり幼児期から本に親しむ、そういう環境をつくる。それと、親子でそういう読書、身近に結構三世代の家庭は多いわけですから、おじいちゃん、おばあちゃんが孫に読み聞かせをする、それとやはり両親が共働きで、どうしても本を読みたいと言ったときに、土曜日に今度は図書館に行ってみようかとか、休みの日に今度行こうねとか、そういう家庭の言わず語らずのしつけと申しますか、その辺が一番大事なことでありまして、それをするにはやはり幼児期ないし小学校の低学年ごろからの本に親しむ、そういう環境づくりというのは大事なことであります。

願わくば、移動図書館を整備していただいて、定期的に、毎週とはいかなくても2週間に1回ぐらいは、ああきょうは図書館車が来るよ、ぜひあの本を借りたいと、そういう環境をつくれば大変いいことではあります。諸般の事情もありまして、それが無理とすれば、先ほど市長の答弁にもありましたように、横須賀市の対応のようなそういう配本だけでもせめて最小限、幼稚園、保育園、小学校、中学校、全市内のそういう施設にしていただければと思います。

ただ、ある学校のお話を聞きましたが、これは市内じゃなくて、市外のあるところで、そういう配本はあっているけれども、図書館にもその配本をぼっと置いたまま、そういう見るからに子供たちが選んで見るのかなというような、そういうシステムもあるそうです。

それで、できればそういう配本もコンテナに入れたままじゃなくて、これは今度借りた本ですよというような一つのコーナーをつくって、子供たちの親しみやすい、そこまできめの細かな対応をしていただければなと思っておりますので、そういう対応方、よろしく願います。

次の質問に移りたいと思います。

次は総合支所庁舎の遊休施設についてであります。この件につきましては、総合支所庁舎空き部屋の有効利用について、3月の定例会の一般質問の中で、総合支所にエレベーターの設置をという中で上げたところでありますが、その答弁として、やはり国のそういういろんな制約もあって、その辺がクリアできれば対応を考えてもいいというような市長の答弁をいただいたと思っております。

その後、3階に高校総体の事務局が設置されまして、総合支所の3階がそういう形で一部

屋は埋まりましたものの、私もつい先日3階まで行ったわけですが、議場とか旧議会関係の部屋なんかはまだ何も活用されておられません。その後、谷口市長のことですから、そういった面では総合支所に関しては対応が早いのかなと私も期待をしておりましたが、あにはからんや、なかなかそういう対応が遅くて、ただ、私もその件、気にもなっていて、これは6月30日、これは市長もごらんになったと思いますが、佐賀新聞に、これは千葉県の関宿町、これが2003年に隣接の野田市に編入合併をしたということで、この時期に既に5階建ての旧関宿町の庁舎がもう完全にリニューアルして、1階の窓口は支所業務で使っているわけですが、既にもう2階、3階を図書館、それから4階を小ホールにして、コミュニティー会館という言葉でいろんな利用をされている。それから、最上階の5階には地元出身の将棋名人の記念館や商工会も陣取っているというような記事を見ました。

それからまた、これはつい最近ですが、これ近く、佐賀市のことですがけれども、旧4町村の役場、これはもうもったいないということで有料で貸し出しを試みたり、富士町の議場でコンサートを開いたりというような、そういういろいろな利用の仕方があります。

そういった意味で、現在市長はそういう総合支所の有効利用、活性化についてどのようなお考えがえられるか、ぜひとも具体的に対応をしているお話をお聞かせ願いたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

総合支所の施設についてということでございます。

議員御発言につきましては、御発言どおり、エレベーターを設置して3階の有効利用ということでございましたので、早速検討をしたところでございます。その結果は、その当時すぐ検討しましたがけれども、自治法の改正等が国の方で検討されているということと、もう一つは、ほかの施設のいわゆる管理の問題があるということ、いわゆる同じフロアではなくて、ほかのフロアとも、いわゆる機密性の問題とかありますもんですから、そこらのことで時間が必要との結論を出したところでございます。

その後、高校総体の準備室を3階に設置して、今使用をしております。これからの動き、予想といたしましては、いわゆる19年度は総体開催年となりますので、ほかのフロアも全部必要になってくると思っておりますので、今のところ3階全部をインターハイで使おうというふうに計画をいたしておまして、対策につきましては、インターハイ終了後の課題と考えております。

また、冒頭申し上げましたように、自治法の改正等もございまして、また、施行も19年4月からというふうになっておりますので、これによりましてもっと幅広い対応もできるのではないかなというふうに思います。

それに加えて、予算をお願いいたしまして、嬉野市全体の行政診断を行っておるところでございます。その結果、組織機構のあり方も今まで以上に効率的に対応する必要がありますので、現在の施設をよりむだなく利用できるように、そういうことで対策をとってまいりたいと考えておるところでございます。

そういうことで、当面は来年のインターハイ用に3階全部を使って、その後、法の変更に基づいて対策を考えていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

今の答弁でうまくかわされたような感じがするのですが、当面来年1年、これはもうインターハイで有効利用をしていただくということで、納得をしなければいけないかなとは思っております。

また、関連ですけれども、先ほどそういう新聞の記事も申し上げましたように、国内はもとより、県内でも既にいろいろな活用はされているということは先ほどお話をしました。合併後1年が過ぎようとしておりまして、支所においては、前回の議会にもお話が出たと思いますが、1階の窓口業務は非常に順調に推移をしていると、今まで両町が合併したことによって、例えば大草野とか谷所地区とか、そういった近隣の旧塩田の皆様方も非常に嬉野の総合支所の窓口を利用されるというようなお話を聞いております。

それともう1点、総合支所の庁舎と裏の施設ですね、林業研修会館といいますか、そこも含めた施設、1階と2階、3階の半分は建設課とか、下水道課と水道課、その辺が入ってまして、利用されているものの、半分の2階、それから旧教育委員会関係の部屋とか非常に部屋があって、その辺もいつかお話をお聞きしたときには、いろいろあそこの施設に対しては制約があってなかなかというような返答も受けております。

そういう中、現在嬉野町商工会、塩田町商工会の合併の協議が進められておりまして、例えば商工会が合併した後、市のそういう遊休施設を利用することが可能なのか、林業研修会館も含めて市長にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる自治法の改正ということ踏まえて申し上げましたのは、そういうこともあるわけございまして、改正後正式になりますと利用もできるというふうに思っております。ただ、私どもが所有しております林業研修会館、旧裏の庁舎でございますが、そこはやはり補

助をいただいでつくった施設でございますので、いわゆる補助の適正利用という範囲でしか利用できないということでございますので、目的外の利用については制限があるというふう
に考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

ちょうど本年8月に開催されたと思いますが、女性ネットワーク主催の市議会議員と語る会の折に、ある団体の方が活動の拠点となる部屋もないと、例えば、合併後、多分塩田の方やったとですけれども、そういうようなあれがあって、部屋がなくて事務局は自分の車で兼用しよっというふうなお話をされまして、ああそれならばこっちの嬉野の方に来ませんか、いっぱいそういった意味のお部屋は多分あると思いますよというふうなお話をしました。その辺も含めて、先ほど市長の答弁にもありました、例えば、自治法の改正後利用することになるとすれば、当然そういった意味の利用も可能になるでしょうし、きのうの質問の中にもありました、やはりこれから地域コミュニティーについて活動が本格的に始動すると思います。そういう推進のメインとなるような拠点は必ず要ると思います。そういった意味で、現在の総合支所の遊休施設を利用することによって総合支所の活性がさらに進むと、やはり窓口業務とか、例えば業者の皆さんたちの訪問だけでは活気は出てこないと思いますので、その辺、これは最後の質問になりますが、総合支所長にその辺の総合支所の責任者として有効活用も含めたお考えをお尋ねします。

議長（山口 要君）

嬉野総合支所長。

嬉野総合支所長（森 育男君）

お答えをいたします。

総合支所の空き部屋の有効活用についてということでございますが、実は今回の合併特例法のもとに、合併した市町村については、本庁を除き総合支所なり支所になった各庁舎につきましては、議場を含めて空き室の有効活用が求められていることは事実でございます。

嬉野総合支所におきましても、現在議場、そしてまた議長室を初めとした空き部屋の有効の活用について、総合支所内部で検討をさせていただいたところでございます。

当施設の利用につきましては、ただいま市長の方が答弁いたしましたように、法的な問題等もございましたし、また、高校総体の準備室を設置したところでございます。

今後、高校総体については、いよいよ事務のふくそうも出てまいりましょうし、会議等の開催も多くなるということで、大会事務室の方では、市長が申し上げましたように、議場を含めて活用していきたいということで申し出もいただいております。そうした中

で、いましばらく現行の状態で管理をしていきたいと考えたところでございます。

特に今回の有効利用につきましては、先ほど何回となく市長もお答えしておりますけれども、高校総体終了後に課題として検討し、また、4月からの地方自治法の改正に伴いまして、行政財産の活用が緩和されたということも講じられましたので、幅広い活用ができるものと考えております。

また加えて、今行政の方では組織機構のあり方についても協議をしておりますので、今後効率的な対応に努めていきたいと、そしてまた、担当する財政課とも十分に検討をしながら、地域活性に向けた空き部屋の有効活用にも努めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

どっちにしても、3月の私の質問時点とすれば、ただ高校総体の事務局が入ったぐらいの対応で、19年、インターハイは来年いっぱい終了するわけですが、とすれば、今市長の答弁、総合支所長の答弁にもありましたように、これは1年間猶予があるわけですから、やはり終わってから考えるのではなくて、早目にその辺の対応をある程度市民の皆さんに積極的にPRをするとか、何かそういう公共的な団体、グループ、特に地域コミュニティに関するいろんな施設の使い方とか、いろいろ課題はたくさんあるわけですから、この1年間で十分検討をしていただいて、早急に対応ができるようお願いをしたいと思います。

最後の質問になりますが、消防・防災対策について。嬉野市合併後いち早く塩田町、嬉野町消防団が合併をし、嬉野市消防団が発足をしまして、いろいろの団体の合併統合の中で最もスムーズな運営がされていると思います。

現在、各消防団、消防搬送車には消防水利台帳というのが乗っております、この中には各旧町の消火栓の位置、それと有蓋防火水槽、無蓋防火水槽、それに堤、ため池、それから河川等の自然水利、そういう火災時の給水場所あたり、消防水利について詳しく書いたものが積んであります。旧嬉野町では、平成7年4月に制作をされておまして、もう既に10年を経過しております。かなり地形も変化をしておまして、ここで合併を機に、できれば嬉野市全域にわたる消防水利台帳の作成をすべきと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

日ごろの消防関係の皆さん方の御尽力にお礼を申し上げたいと思いますし、また、安全・安心のまちづくりというものが特に求められておるところでございます。

両町につきましては、先人の御努力で各種の施策が実行されてきました。市発足後、消防団も合併していただき、消防力も向上をしたというふうに心から敬意を表したいと思います。

消防水利につきましては、旧町ではそれぞれが把握してまいりましたけれども、統一した台帳はできておらなかったところでございます。

今回見直しを行いまして、11月1日現在での施設を取りまとめたということでございまして、歳末警戒時に全消防団に配布する予定といたしておるところでございます。

今回配布しますものにつきましては、塩田地区嬉野地区に分けて掲載をし、該当分団に配布するとしております。しかしながら、大草野地区など双方からの出動が効率的な分団につきましては、隣接地区の水利台帳も備えるべきであると考えて対処していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

これは思いがけない返答をいただきまして、ありがとうございます。ただ、今市長の答弁によりますと、やはり旧塩田町、嬉野町というような、そういう分けた配布の方法と思いますが、私としては、できれば全市の部分があってがいいなというふうにも思います。その辺はもう一考していただきまして、その辺対応をしていただきたい。

現在のところは、旧町でそれぞれ対応しております。特に嬉野地区に関しては分団ごとの出動ということで、遠隔地への分団を超えたそういう対応はしなくてもいいというような取り決めはありますが、しかし、一朝有事、火災の際には結構分団を超えて出動してくれますし、これは合併のそういう境がずうっと薄れていって、特に塩田地区の消防団は火災の場合は全団出動ということですのですべての団員さんが出動されますし、そういった意味では割と隣接ということを超えた出動もあると予想されますので、できたら全市の、2冊になっても結構ですので、そういう配備をお願いしたいと思っております。

次に、有蓋防火水槽の設置についてお尋ねをします。

これは有蓋防火水槽については、旧塩田の地区については、合併しているんな火災あたり、それから先日の防災パトロールあたり出動をしまして感じたのは、住宅地近くに堤といいますが、ため池、ああいうのが塩田は非常に多いところだなというのは痛感しました。そして、町の真ん中に大きな塩田川、それから八幡川、あの辺が流れて自然水利が近くにありまして、塩田の方では非常に消火栓の整備が進んでおります。しかし、これ嬉野の町に関しては、特に市街地、温泉区あたりになりますと20数カ所、30カ所近い有蓋防火水槽が設置されてお

ますし、私の地元の皿屋区でも約10カ所の有蓋の防火水槽が設置されております。私の経験では、毎年有蓋防火水槽については町の予算化がされて、多いときで2基、少なくとも必ず1基は設置をされておりました。しかし、これが17年度と思いますが、そういう予算がされていなくて、それとびっくりしたのは、そういう設置箇所があったら各行政区の区長さんあたりを通じてぜひ申請をしてくださいたいというようなシステムになっておったのですが、それすらできていなかったというのがわかって、ちょっと私もびっくりしたわけですが、その辺の事情について市長にお尋ねをいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

有蓋防火水槽についてということでございますが、有効な消防水利として各地区に有蓋の防火水槽を設置いたしておるところでございます。塩田地区が5カ所、嬉野地区が81カ所設置されております。また、無蓋の防火水槽は、塩田地区67カ所、嬉野地区103カ所となっております。平成18年度につきましては、設置がありませんけれども、毎年整備を行ってまいったところでございます。今後も設置について努力をいたしたいと思っております。

現在嬉野地区では7カ所について地元から要望が上がってきております。塩田地区につきましては、伝建地区に有蓋防火水槽をとの声が上がっておるところでございます、今後引き続き設置できるよう努力をいたしたいと思っております。

また、議員御発言の平成17年度行政囑託委員会についての説明があっていないということにつきましては、ちょっと事情がわかりませんので、調査をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

大体内容は承りましたが、最後の今の市長の答弁の件に関しては、できるだけ詳しく説明して、後日報告をお願いしたいと思います。

次に、行政無線の嬉野地区における整備についてであります。前々回の議会であったと思いますが、一般質問にもこの問題については出たと思います。

そのときの市長の答弁は、デジタル化をして対応したいという答弁がありまして、そのときでも、例えば、嬉野地区全戸に及ぶとすれば相当の予算が必要になると、やはり県、国のそういう補助事業を利用して早急に対応したいというようなお話がありましたが、これも私つい最近わかったことですが、太良町においてデジタル無線装置が整備されておりまして、これが拡声器方式ですね、町内37カ所、それから山間部でどうしても拡声器の届かないとこ

る312台の戸別無線機を平成15年に整備されたというのを最近知りまして、ああこれを、こういう方法もあるのかと思いました。その中にも全国調べればいろんな方法があると思いますので、やはり塩田地区と嬉野地区のそういう、何と申しますか、配備の差と申しますか、我々消防団員には最近携帯で直接消防本部から教えていただいたり、それから、つい最近はもうほとんど火災速報はメールで発信されて、非常に消防団も部長以上の人たちはほとんどメールで火災速報がわかるようになりました。ただ逆に、一般の人たちのそういう伝達方法、例えば、塩田町はあれだけ全戸にありますから、ほとんど旧町の火災の場合はわかるわけですが、嬉野の場合がやはり一般の方の場所がなかなか確認できない、9チャンネルでというような市長の答弁の中にもありますが、やはりこれをさっとかけて、なかなか字幕が出ないとかいう問題もありまして、これは塩田でこれだけもう既に配備をされておりますので、なるべく早急な対応をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺に関して市長にお尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

消防無線の整備充実についてということでございます。

嬉野市の防災無線システムにつきましては、塩田地区、嬉野地区で個別に運営をしているところでございます。塩田地区につきましては、各戸への受信機が配置をされております。嬉野地区で稼働しておりますのが、現在約900台前後となっております。また、嬉野地区の送信受信システムが老朽化したしておるところでございまして、緊急時にはCATVでの緊急告知等を行っております。

以前から施設の改善について検討をしてきたところでございますが、議員御発言のように、国においてアナログとデジタルの基本的な変更の時期に当たっております。二重投資になる可能性があるということで、現在研究を重ねております。今年になりましてから、現在さまざまな送信受信システムの資料を収集し、検討を重ねているところでございます。

また、国の補助制度の変更等も今後考えられるというふうに考えておりますので、そこも考慮に入れながら研究をしてまいりたいと思っております。

私の一応の考えとしましては、議員御発言のように、もうこういう時代ですから、やはりデジタルでの取り組みにしていくのが正当だろうと思っておりますし、そういう場合に、現在の塩田地区との関連とか、そういうものを踏まえて検討していかなければならないというふうに考えております。そういうことも踏まえて検討いたしまして、新しい防災無線のシステムの設置について取り組みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

行政防災無線については、非常時のみならず、やはり市のいろんな催しの御案内とか、そういった市の行政から市民への伝達にも一番役に立つ部分もありますので、いろいろ早急に研究をしていただいて、一日も早い対応をお願いしたいと思います。

次に、最後になりますが、消防団の服装についてお尋ねします。

合併を機に全消防団に、今まで消防団の訓練帽といいますか、あれをかぶっていたのですが、これが近代的な格好いいアポロキャップが整備をされまして、これで大体の服装はそろったのじゃないかなと思っておりましたら、これが消防はっぴについて、嬉野地区ではこれが既に整備がされております。この件、担当課長にお聞きしたいのですが、嬉野地区で消防はっぴが整備されたのは何年なのか、それと、塩田地区でそういうはっぴの整備があったのか、あったとすれば何年ごろあったのか、その辺お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

まことに申しわけございませんが、はっぴの準備の年数につきましては調査をいたしておりません。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

塩田町の分につきましては、年間計画を立てまして整備をいたしてございました。現在充足度は何%ぐらいあるかちょっと把握しておりませんが、7割か8割ぐらいは充足しているものと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

その件に関してですが、ただいまの担当課長の答弁では一応嬉野はわからないと、それと、塩田については年次計画でそろえているということでしたが、これがはっぴは、皆さん御存じのように、背中に大きな印がありまして、襟のところにはどこどこ消防団の部長であったら部長とか、そういう名前が入っております。その辺もあるとは思いますが、私の記憶では、嬉野で消防団のはっぴが整備されたのは10年ぐらい前じゃないかな、そう遠くありません。これがなかなかその当時町は整備してくれなくて、私が大分その当時いろいろな消防団の会合のときに担当の総務課長に食ってかかって、もっと早く整備をしてくれということであるお願いしましたが、もうだんだら後回しにされまして、結局、私ははっぴの副島という

ような名前までつけていただいて、しかし、そういったかいがあって、何とかはっぴは整備をしていただきました。

はっぴの効能については市長も十分認識をしていただいております。特に最近遠隔地の勤務者も多くて、例えば、もうはっぴだけはいつも自分の車の中に積んでいるとか、そういう状況で、いつ何どきの火事でも現場からそこに直接行けるとか、そういう利点もありまして、これは早急に整備をしなければいけないと思います。

年末警戒については各部で対応しますから、それぞれ部長の判断ないし分団長の判断で、はっぴの着用は可能なところも出てくるとは思いますが、しかし、これが明けて1月7日の消防出初め式においては、みんなの自前でそろえることはできないから、今回の消防はっぴは着用しないというような取り決めをしております。そういう事情もありますので、ぜひともこれ早い機会に消防はっぴの整備をお願いしたいと思いますが、その辺の市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

消防団用の団員用のはっぴについてでございますけれども、火災現場での防災予防というものはさまざまあるわけございまして、整備を進めていく必要があると考えております。

両町歴史的な経過はありますけれども、防災力の充実ということにつきましては努力をしてきておられるというふうに理解しております。

また、議員御発言の消防用のはっぴにつきましても、いわゆる効果的な防災用品ということで認識をしておるところでございます。

現在は、先ほど総務課長が申しあげましたように、全体で約7割程度は行き渡っているというふうに理解をいたしております。

そういうことで、予算の面もありまして、全団員が一度にということで交換するわけにはいきませんが、まず相当年限がたっているものもありますので、破損交換ということでもあります。積極的に取り組んでまいりたいと思います。

そういうことで、できる限り充足するように対応をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

今回はいろいろな要望が多くなってしまいましたが、財政厳しい折に行政としても大変さは十分わかります。しかし、やはり急を要することばかりでありまして、それは市長の優先

順位がどこに来るかということにもなりますし、特に新年度への予算設定の時期でもありますので、本日の一般質問を十分理解していただき、早急な対応をしていただきますよう切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで副島孝裕議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで3時10分まで休憩をいたします。

午後2時59分 休憩

午後3時11分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

18番西村信夫議員の発言を許します。

18番（西村信夫君）

ただいま議長の通告をいただきまして、一般質問をいたします。

今回は、4項目質問を提出しております。農業問題が主でありますけれども、まず、農地・水・環境保全対策について、それから、品目横断の経営対策について、それから、農業集落排水事業について、それから、地域支援自動販売機の設置について質問を出しております。順次質問させていただきます。

きのう一般質問で同僚議員からも農地・水・環境保全対策については質問がありましたけれども、重複する部分がありますが、お許しいただきまして、答弁を求めていきたいと思えます。

農地・水・環境保全対策について。

これまでは、農村基盤は集落の共同活動、いわゆる公役と言っておりますけれども、そういう団体のもとで水路の点検・清掃・草刈りなどを行い、管理をされております。しかし、今日農村を取り巻く環境は農村人口の減少や高齢化がどんどん進んで、農地や農業用水路の資源を守る地域のまとまりが弱まっております。一方、国の農村環境への関心は高まり、良好な農村環境の形成や環境保全を重視した農業生産への取り組みが求められております。

そこで、19年度から農道や水路など農村基盤を守る集落での「共同活動」と環境に優しい「営農活動」に助成する「農地・水・環境保全対策」が導入をされています。

嬉野市はもとより、県内の自治体でも集落での説明会が急ピッチで開かれておりますが、新対策は今日までにないレベルの高い取り組みが必要となり、採択要件も制約をされて、各集落はなかなか手が挙げられようとも挙げられないという状況でございます。本市の対応を具体的3点質問いたしますので、答弁を求めていきたいと思えます。

まず一つ、農地・水・環境保全対策についての概要。この事業については、どういうふうな取り組みなのか、具体的にわかりやすく説明をしていただきたい。それから、集落での組

織ぐるみの推進状況と今後の見通しはどうか、お伺いをいたします。

次に、この制度対策については、「共同活動」と「営農活動」に分かれる。交付金の対象となる活動内容を具体的に示していただきたい。

次に、採択された場合の交付金の使途、使い道について明確にお伺いをしたいと思います。

次に、品目横断の経営対策について質問をいたします。

今全国の農村で、来年から小規模農家に政策支援をやめるから、大規模な経営体をつくりなさいという号令がかかり、農家や関係者は悩んでおります。平成18年6月に農政改革の「担い手経営安定法」が成立をいたしました。この法律に基づいて進められています。「品目横断的経営安定対策」、この対策では、全農家を対象に米や麦、大豆などの経営価格や経営安定対策を廃止して、一定の基準を満たす農家、要するに「担い手」と言っておりますけれども、その人に限って所得保障を行うというものです。その基準は、個人農家では4ヘクタール、いわゆる4町以上の認定農業者、集団では20ヘクタール以上の農地を集積して、農機具の共同利用や経理の一元化などの条件を満たす農家に限定をされています。まさに、戦後の農政を根本から見直す制度が進められています。嬉野市においても、行政、農協、関係機関などで地区別説明会が行われておりますが、本市における品目横断的経営対策の組織化など以下3点、現状をお尋ねしたいと思います。

まず一つ、認定農業者の認定、集落営農の組織化など、加入申請期限が11月30日までと言われておりますが、本市の加入組織状況はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、秋まき麦の作付面積は対前年度比でどのくらい作付されておるのか、その点まで含めて示していただきたいと思います。

次に、経営対策から外れた小規模農家の対応はどう対応されるのか、その点もお尋ねをしたいと思います。

次に、農業集落排水事業についてお尋ねをいたします。

塩田町は現在美野地区、上久間地区、馬場下地区、3地区が供用を開始しています。接続率は全体で72%であります。この事業は排水施設の工事完了後、3年以内に接続が義務づけられていますが、近年の社会経済環境などの悪化で、接続状況に大幅なおくれが生じております。

今後、農業集落排水事業の円滑な経営と財政負担の軽減のため、接続率の向上が急務であると思います。18年度から五町田地区、谷所地区も事業開始が行われ、現所在地質調査、測量なども行われて、いよいよ年度内に一部工事が行われます。今後の本事業に対する計画を3点お伺いいたします。

一つ、3地区に接続推進の状況はどうか。美野、上久間、馬場下地区の推進状況を具体的にお尋ねします。

それから、五町田、谷所地区の事業計画。23年度まで5カ年で行われますけれども、具体

的事業計画を示していただきたいと思います。

それから、次に、大草野、久間地区の未整備計画、新事業計画といいますが、まだまだ計画はなされておられません。この地区についての事業はどう取り組まれるのか、お尋ねをいたします。

それから、地域支援自動販売機の設置については、質問席から質問していきたいと思いません。

以上、この場から終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

18番西村信夫議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が農地・水・環境保全向上対策について。2点目が品目横断の経営対策について。3点目が農業集落排水事業についてのお尋ねでございます。

まず、農地・水・環境保全対策についてお答え申し上げます。

農業に関する新規施策が施行されることになりました。平成19年度から5年間の予定で農業生産体制を守り、食料自給率の維持を図ることを目的に据えられております。農業生産体制を守るためには、基本となる農地と農村のあり方を地域で支え、次代に引き継ぐことが求められます。農地・水・環境保全対策が実施されることにより、地域資源を良好な状態で保全、継承することが見込まれます。

市といたしましては、県と連携し地域で説明会を行い、現在の地域単位や水系での取り組みなどを自主的に検討いただくよう推進してまいりました。結果、21地区で組織的に動いていただくことになりました。自主的な活動計画づくりが最初になりますが、本申請に向けて支援をいたしたいと考えております。国、県で承認の見込みとなりましたら、市といたしましても予算措置を行っていくこととなります。

新対策の中での共同活動と営農活動の支援内容と活動内容についてお答え申し上げます。

今回の説明資料等によりますと、共同活動につきましては農地、農道、水路、ため池などの生産基盤の保全と管理、また、景観形成などを含み、農地、農道、水路、ため池などの保全管理を行い、次世代に引き継ぐ作業が対象となります。営農活動につきましては、環境に優しい農業の実践を行う環境保全型農業の推進と継続を目的として、すべての対象者がエコファーマーの認定を受け、堆肥の活用やわらのすき込み、被覆栽培の実践などが必要となるところでございます。

次に、助成金の使途についてでございますが、共同活動の助成金につきましては、共同作業に関するものについては対象となります。しかしながら、請負費用などは除外されておりますので、制度の趣旨であります地域での共同作業育成が主となっております。

営農支援につきましては、対象地区については200千円、取り組まれた生産者は品目ごとの支給基準で支払うこととなります。

次に、品目横断の経営対策についてお答えを申し上げます。

お尋ねの加入状況につきましては、認定農業者につきましては市内に100名がいらっしゃいますが、うち7名の方が申請をいただいております。次に、集落営農組織をつくり申請されているところが10件でございます。麦作が行われている塩田地区が主になっておりまして、嬉野地区は今後組織化される見込みでございます。

次に、秋まき麦の作付計画と前年比はということでございます。

現在把握できております段階で推計いたしますと、269ヘクタールで前年比87.5%となっているところでございます。

次に、小規模農家への対応はということでございます。

対象の各地区ごとに説明会を開催し、それぞれの集落営農組織への加入を推進してまいりましたので、小規模農家の方も御参加いただいていると考えております。小規模農家の皆様も農村を形成していただいている貴重な農業従事者であります。今回の説明会でも規模拡大や後継者の育成について、余り望まれない方の御意見も多数出ておりまして、高齢化などの原因で対応しにくいとの御意見もありました。

しかしながら、対応ができておられない農家がありまして組織への追加加入等については条件を御了解いただければ参加いただけるようになっておるところでございます。小規模農家の皆様にも農業団体や組織化された組織の皆様とともに、引き続き御相談を引き受けていきたいと考えておるところでございます。

次に、農業集落排水事業についてお答え申し上げます。

塩田地区の農業集落排水事業について、供用開始をいたしております3地区につきましては、引き続き加入促進に努力をいたします。地区ごとに推進協議会を開催していただいておりますので、より以上の御理解を努力してまいりたいと思っておりますし、広報も再度行ってまいりたいと思っております。

次に、未接続の御家庭につきましては、直接御訪問をさせていただき、加入への呼びかけを行ってまいりたいと思っております。今後計画をいたしております谷所、五町田地区につきましても早期加入について呼びかけを行ってまいります。

次に、谷所、五町田地区の事業の計画についてでございます。

今年度から事業を開始いたしました地区につきましては、御理解いただきました皆様に御礼を申し上げたいと思っております。今年度は基本設計、地質調査、管路設計測量などを行っております。管路工事につきましては、谷所、鳥越地区で実施を予定いたしております。19年度からは処理場用地の取得、管路工事、処理場設計を行い、平成23年度に完成の予定として努力をしてまいりたいと思っております。

次に、大草野、久間地区の整備についてお答え申し上げます。

今年度予算をいただき、ただいま嬉野市内汚水処理整備構想調査を行っております。計画策定後に取り組みを行ってまいりたいと思います。いずれにいたしましても、長期に効率的な運営を目的に対応してまいりたいと思います。

以上で、西村信夫議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

先ほど市長の方から具体的答弁をいただきましたけれども、まだまだわかりづらい部分が多々ありますので、質問させていただきたいと思います。

まず第1項目に、農地・水・環境保全対策についてですけれども、きのう同僚議員からの質問の中でもありましたが、県の10月から指示を受けて、期間的にも短いという状況の中で、21地区手を挙げられたというようなことをきのう答弁をいただいております。それに基づいて質問をしていきたいと思いますが、期間中、10月半ばに県の指導を受けて、11月いっぱいには21地区と言われておりますけれども、これが地域に十分説明と浸透がなされたのかどうか。まだまだ地域においては、この政策、制度についてわかりづらいという部分が多々ありますけれども、担当部長に質問をいたします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

19年度から始まります農地・水・環境保全向上対策につきましては、議員御発言のように、最初の住民といいますか、囑託員さん、生産長さん皆様方への説明につきましては、10月20日にさせていただいております。その後、一応の説明がなかなかわかりづらいという点があって、もう少し中身を精査して判断したいということで各地区に入っていったわけでございますが、この説明会、私が何回か参加いたしましたですが、この制度の概要説明をいたしまして、私が出席した会場では、やはり説明の時間が40分近くもかかっております。また、それ以上かかっているような地区もございまして、十分に私の方といたしましては資料も配付して、また十分説明をしたつもりでございますが、その資料等をお持ち帰りいただいて、また役員の皆様たちにも御協議をいただいておりますので、十分かと言われるとちょっと断定は申し上げられませんが、時間をかけて私たちとしてはまた質問をいただける機会も設けたつもりでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

地域における十分な説明ができたかどうかというのは疑問な点があったというふうなことで認められましたけれども、地域においては私が率直に言うて説明不足ではないか、期間が短かったという部分も含めてですね、そう私は考えておりますけれども、一つは、ちょうど担当課の方は台風の影響とか、あるいは集落営農、この事業に重なって非常にばたばたしながら取り組んでおられるという部分がありますけれども、振り返ってみますと、担当課を見てみますと、昨年から担当課長が不在ということで、昨年の3月議会は来られましたけれども、その後担当課長が不在ということで7月5日に病気でお亡くなりになったということで、今空席の状態の中でこういう事業が頻繁にとり行われてきておりますけれども、その関係について、スタッフ不足じゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょう。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

19年度から大幅に国の農業政策が変わりまして、御承知のように、集落営農組織の立ち上げ、また農地・水・環境保全対策の取り組みということで、新たに取り組むことになったわけですが、集落営農組織につきましては、担い手づくりにつきましては、これは常に2年、3年前から何回となく説明会をして、これはJAさん、農林事務所さん、普及センターあたりとの連携をとりまして取り組みをさせていただきました。そういう面で、内部的な取り組みといたしましては農政グループと農村整備グループを分けまして、集落営農を初めとする担い手づくりにつきましては農政グループ、今回の農地・水・環境保全対策につきましては、本庁におきましては農村整備グループの方で対応しておりまして、夜間出る機会が多ございましたが、グループ内での対応ということで努力をさせていただいたところでございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

スタッフ不足じゃないかと私たちは見ておりますけれども、井上部長が懸命な努力をして、部課総出でこの取り組みに当たっておられることについて感謝をしております。これから急を要する来年度の3月までなんですけれども、この事業の申請広報について、これからまたほかの21以外の地区が手を挙げる可能性もあると思っておりますけれども、その対応について、担当課としてできるかどうか、その点確認をさせていただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

農地・水・環境保全対策につきましては、答弁にありましたように、現在のところ21地区の皆様方が取り組んでみようかという意思表示をしていただいております。それと、この取り組みにつきましては、またいろいろと事務的に相当の、内部的にも事務的に発生しますし、また、地域においてもいざ取り組んでいただくとなりましたら、規約等からいろんな申請書用紙の作成等も出てまいりますので、確かに内部的な事務は多くなるかと思っておりますが、与えられた今の人員の中で努力して、このことの推進につきましては、農家の皆様方に遺漏がないように努力してまいりたいと思います。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

担当課の御苦労に感謝するわけですが、事業に取り組むに当たってはいろいろな制約がありまして、まず一つ、市長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、今現在、課長不在という状況の中で、効率的な行政の運営を執行していく観点に立てば、この農業所管にかかわる担当課長の不在はいかが思いますか、お尋ねしたいと思っております。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の農地・水・環境保全対策事業につきましては、これは非常に国、県の取り組み自体が非常におくれた面もあるというふうに私は理解をいたしております。

8月か9月だったと思っておりますけれども、農政局の方からわざわざ来られて、全国的におかれているということで、取り組みを進めてほしいというふうなことで説明があった程度でございまして、ですから、相当なところで非常におくれがあって、県としても説明については取り急ぎやられたというような経過の中で、この嬉野市の皆さん方につきましては御理解をいただきながら、御努力をいただいたと思っております、心から敬意を表したいと思います。

そういう点で、私ども組織の問題でございまして、いろんな部、課がありまして、もちろん欠員ということもございまして、そういうことを踏まえまして部長制、課長制、またはグループ制、チーム制というのを組んでいるわけございまして、そういう点ではそれぞれの部で工夫をしておりますので、もちろん過不足はあると思っておりますけれども、まず事業推進には誠心誠意努力をしておるということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

市長はそのように答弁されましたけれども、この対策について万全な体制の中でできるかどうか、担当部長、お尋ねします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

この取り組みにつきまして、やはりこれから先詳細がわかってまいりまして、いろんな地域で手を挙げられた団体、また、そのほかの地域からお問い合わせがありましたら、説明等を要するかと思いますが、今の体制で努力して、農家の皆様方には詳細のおつなぎとか、制度の詳細等につきまして説明不足にならないように努力してまいります。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

さて、中の本題に入ってまいりますけれども、現在21地区申請がされておられますけれども、塩田と嬉野合わせてと思いますけれども、全体の何%なのか。そしてまた、21地区は嬉野幾ら、塩田幾らということがわかればお尋ねをしたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

現在21地区につきましては、塩田地区で11地区、嬉野地区で10地区、面積にいたしまして、田と畑を合わせまして187ヘクタールの予定をしております。これはちょっと嬉野市全体の農地に対する 失礼しました。先ほど面積を間違えて申し上げました。取り組みの面積につきましては466.9ヘクタールでございます。これが嬉野市全体の全畠に占める割合は算出しておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

全体の何%なのか、その点まで次の答弁に重ねて答弁してください。

それから、共同活動と営農活動とありますけれども、共同活動というものはどれくらいの交付金が来るのか。調査すれば、1反当たり4,400円というふうな交付金、土地なんですけれども、その点具体的に示していただきたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

この制度につきましては、通常言われます1階部分、2階部分というわけでございますけど、共同活動部分につきましては、これもまた中が分かれておりまして、基礎部分 基礎部分といえますのは、従来地域で農地、水、水路等の保全を行い、良好に機能を発揮するために、日ごろ土砂上げと草刈り等をされている部分がこの基礎部分というものでございます。

それで、この上にもう一段有土部分というのが追加された事業でございます。また、有土部分の中にも農地・水向上活動事業ということで、農業施設の維持、補修等の取り組みをいたしたいということで、農地・水向上活動、その上にまた農業集落の景観形成、また、生態系の保全等を図る農村環境向上活動という活動を取り入れてもらって、このすべてを合わせて共同活動部分になるわけですが、これを取り組んでいただきますと、田んぼにおきまして支援単価が水田10アール当たり4,400円、畑地におきましては10アール当たり2,800円という交付金が交付されるようになっております。そういう制度でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

交付金の額については、10アール当たり4,400円ということで、例えば、農地面積が25ヘクタールの場合、1年間で交付金はその集落に1,100千円助成されるわけですね。それが5年間継続されるわけですから、継続事業でしょう。だから5,500千円。今の情報では国が半額、県と市がその2分の1というような形になっておりますけれども、この制約が非常に難しく、なかなか地域の方が混乱をされておるようです。

そういうことで、交付金の配分についてはどのように計算したらいいのか、その点までおわかりやったらお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

交付金の用途のことだと思いますが、現在の私たちが県から説明を受けておりますのが、

共同活動につきましては弁当、お茶代、資材や機器の購入費、土木作業委託費、今回の農地・水・環境では請負工事費、全部請負費は含まれないということになってはいますが、専門的な技術を要します土木作業委託費等は対象になるということでございます。それと、使用料、機械のリース料なんかが対象になっております。

一番問題になっておりますのが日当でございます。現段階で私たちは県の段階からお聞きしておりますのは、従来行われておりました水路の土砂上げ、水路、農道等の草刈り等については、これは地域協議会で決めていくことになるわけですが、そのような従来の作業に日当を充当するのは難しいのではないかというような大体方向性のようでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

営農活動といえば、先ほど言われましたけれども、非農家を含めて農地や農道、水路の保全管理、地区においては公役で溝の泥上げとか、あるいは草払いとかしておりますけれども、そういう事業に適するわけですね。そういうことに私は受けとめております。

現在21地区の組織について、集落でのモデル的事業の計画はどのように申請されておるか、その点まで明らかにしていただければと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回の21地区の皆様方がこの制度に参加してみようということにつきましては、全く計画書もできていないわけでございます。それで、私たちの説明会を聞いて、それだったら今後考えて取り組んでみようということで、私たちが手に入れた資料の範囲で御判断をいただいておりますので、どういうふうな事業に取り組まれるか、まだ明確なことは地元から上がってきておりませんが、私が参加した地域ではやはり農道を舗装しようとか、水路の補修がこれであるのではないかというようなことで、希望をされているような感触は持っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

21地区手を挙げておりますけれども、なかなかその中身については何の事業をしますというのが明確にされていないと。ただ、一応手を挙げる、この事業に、対策にかたりますよと

いう意思表示だけじゃないかと思っておりますけど、その点よろしいですね。

そういうことで受けとめていきますが、そしてまた、この事業の取り組みに当たって、私たちの地域では25ヘクタールの農地面積の集落がありますが、河川の泥上げ、草払い、そういった部分が年に2回くらいあっております。そういうことで、約300千円以上経費を地区が投入しております。その事業に充てたらどうかと考えておりますけれども、その中身について具体的にわからないものだから、その点を明確に質問をしていきますが、例えば、ため池の場合、ため池から主要用水路、ずーっと大きな農業用水路、それが塩田町時代においては普通河川というものが指定をされておった。河川においては1級河川、2級河川、普通河川、準用河川とありますけれども、普通河川に指定されておりましたけれども、その普通河川もこの事業に適するかどうか、その点お尋ねします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今議員御質問の300千円ぐらいの今まで維持費がかかっていたということでございますが、その内容につきましてはもう日当を含めないものと思って、こちらの方で考えさせていただきますと、その河川、ため池から農業用水として引いておられるのであれば、その地域が今回の農地・水・環境の対象地域として含めていただくならば、そのような農業用水として活用しておられる水路であれば、機械の借上げか、そういう費用については対象になるのではないかと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

普通河川については、塩田町は平成4年だったと思っておりますけど、63本指定されておりますけど、その主なものが25年から30年前に圃場整備事業がっております。その事業に伴って水路が大幅にできたわけです。その部分について非常に老朽化が進んで崩れたり何たりしておりますので、維持管理が地区、それでは大変だろうと思うけれども、それが値するとなれば、この事業についてはもっと手を挙げてくる地区があると思っておりますけれども、その点どう判断されていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

ただいま議員の方から、今21地区以上に手を挙げる地区が多いんじゃないかという質問で

ございますけれども、もちろんそういうふうな事態も考えられます。

今のところ、県の方では予算の枠組みの、どのくらいあるかと、需要量をはかるための調査というような面が強うございまして、詳細にわたっては私たち集落組合、説明は一応一通りしたんですけれども、集落の方々はまだ完全なる理解をしていただけていないというのが現状だということでございます。その中で、再度そういうことであれば、私たちも手を挙げますよということになれば、もちろんそれも採択の方で国の方に申請をしたいというようなことで考えております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

ほかの地区もその事業に値するというので、手を挙げておられる地区もあるかと思えますけれども、非常に計画書の作成とか、まずどういう手続をすればいいかならば、活動範囲をまず決めて、活動組織をまずつくと、それから活動組織の規約を決め、活動計画を5年間つくっていくと。それから市町村と協定を結んで活動を実施して、助成金を受けるということで、21地区ですけれども、うちあたりの集落25ヘクタールの場合、1,100千円が来たということで、その事業を1年間にすべてしてしまわにやいかん、残したらいけないと、そうでしょう、そう思っております。しかし、その5年間の事業がどちらの方に値するか、これが大きな焦点じゃないかと思えますけれども、この一つは1,100千円の中で人夫賃はだめと、それから借上料はいいと、車の運転手とかそういう部分はいいだろうと。それから、のり面とかいろんな草払いについてのカッターの部品購入はいいだろうということで、集落では70戸ぐらいうちありますけれども、50人ぐらい出て公役をして、そういうふうな作業をしておりますけれども、そういった部分に値するかどうかということで、疑問をしておりますけど、先ほどは値すると言われました。そういうことで、のり面の舗装とか、そういった部分がされるんじゃないかと思えますが、これ一つは共同活動と言われますけれども、共同活動は2人の共同活動でありますので、何人ぐらい共同活動として認められるのかどうか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

共同活動は、あくまでもその集落の参加者 参加者が何名できるかわかりませんが、その参加者の中でやっていくと。2人でもいいのかということちょっと疑問に私たちも思いますが、共同活動の中でこの事業をやっていくと。

使い道については、面積が広い地区については多額の交付金があるというふうな形で使い切ったかなというふうな不安もあられるというようなことで、一応、ここにまずは計画をつくるというような中で、集落のどの地区の何年にどういうふうな形で整備をしていくかと。

公役ばかりの、水路、農道の整備ばかりじゃなくて、ここの目的であります景観形成、いわゆるいろんな植物、花とか、いろんなそういった景観をよくする事業もございます。そういうふうな事業の仕様、内容等について、集落等でも計画書をつくる段階で、使い道等を私たちも入って一緒に考えて、計画書、それに協定書、いろんな手続ございますけれども、そういうふうなお手伝いをしながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

21地区が計画書も策定されてないということで、これから非常に事務事業が担当課としては一遍にくるだろうと思っておりますけれども、大変な御苦労かと思っておりますが、もう一つは、この共同活動に合わせて、営農活動というのがあるわけです。営農活動というものは、私の調べておるところでは、農薬ですね、そしてまた化学肥料、これを今の現在の半分以下に減らさなきゃいかんという事業なんです。そしてまた、共同活動に加入しとかんぎんにやこの営農活動はできないということですが、営農活動に対しての取り組みについては何件ぐらいお話がっているのか、その点お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

今議員御指摘のとおり、まず基礎部分をやっていただかないと、上の営農活動の支援というふうなことは受けられないというふうな制度でございます。一通り、集落の全体説明、それに先ほど部長が申しました希望地区の説明会をいたしましたですけれども、その希望地区の中でも、特にお茶関係、そういった集落等についてはぜひやってみようかなという動きもっております。

一応、この取り組みについては、県の基準、いわゆる施肥基準、防除基準に対しての規制規制というか緩和、少なくするというふうなことを書いてありますけれども、その基準に対してどのくらいの量でいいのか、どのくらいの肥料をやっていいのかというふうな問い合わせもございます。そういうような中で、我々も施肥基準とか防除基準等については農協等の技術者の方に応援を頼まんとわからない点もございまして、そういうような話の中で希望をされる集落等も一部あったということで報告を申し上げます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

この営農活動というものは、農薬、それから化学肥料大幅減と、5割減と言われておる事業なんですけれども、現状の中で、塩田地区においても一般航空防除が2回っております。

そしてまた、肥料は一発くんば振らんばらんですね、これは半分しか振ったらいかんということになれば、非常に害虫関係について支障が来るんじゃないかと。その農作物の減に対しての取り扱いについてどうされますか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

その前に先ほどの比率でございますけど、19.3%ということでございます。

ただいま御質問の営農活動部分の化学肥料、農薬等の減について、これを削減した場合、逆に営農活動に支障がありはしないかということでございますが、私もこれについてすべてを知っているわけではございませんが、化学肥料、農薬等にかわる、これを支える、エコ農業等を支えるそのような肥料とか、農薬が別にあるようなことを聞いております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

そのあたりは明確に示すべきじゃないかと思えますけど、県の指導がまだまだ不十分かと思えますけれども、どういうふうな取り扱いをして理解していくのか、私にもわからない状況です。

営農活動について、農薬を減、肥料も半分にしなさいということになれば、やはり農作物の減、そしてまた、集落においてはウンカが発生をしたり、そうした場合について農薬を振っちゃいかんということになれば、この営農活動に取り組むのが効果が全然ないということで、営農活動については1集落に200千円、それから、水稻の場合については10アールあたり営農活動については6千円。そしてまた、トマトとかキュウリ、施設園芸をされておる方がこの営農活動に参加された場合は、1反当たり40千円の交付金があるというようなことを明記されておりますけれども、非常に難しい取り扱いじゃないかと思えますが、どのようにこれは地域の方に説明をしていくのか、もう一回お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

この部分については、いろいろ県の方、国の方もまだ未定稿の部分がかかなりございまして、私たちも即答せると言われてもなかなか難しいものがございまして、この要綱自体が12月の末ぐらいに農林水産省の方で農政局、県の説明がございまして、来年の1月の中旬に我々に詳細にわたっての説明があるというふうなことで、なかなか新規事業、これは中山間直接支払

制度も一緒だったんですけれども、なかなか取り組む時点で要綱等の固まりが遅いというようなことで、我々の説明不足も、私たちの認識もそういうふうに制度が次々と変わってくる段階でまだ把握できない部分があって、農家の方にもまだその分について浸透ができなかったということもございます。

今後わかり次第にそういうような詳細にわたってはおつなぎをしながら、ぜひ取り組んでいただくような形で推進したいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

中身もわからないという状況の中で説明ができないと、そしてまた、1月の中旬ごろに農水省からの指示があって、3月に採択をするということは間に合うかどうか、責任持ってこの事業にのれるか、この嬉野市は、と思いましたが、いかがでしょう。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

まず、1階部分と言われます共同活動につきましては、今説明の段階で21地区の皆さんに挙手をいただいております。それで、この説明会を開催する時点におきまして、県から指導を受けておりましたのは、この共同活動部分につきましては19年度からは取り組まずに20年度から取り組みたいというような地域があっても、ちょっとそれは無理ではないかということで、説明会の折にはもう19年度当初からの取り組みになりますということで説明をしております。

それで、2階部分と言われます営農活動部分につきましては、これは途中からでの制度を見てからの取り組みもいいということで説明を受けておりますので、詳細がわかり次第おつなぎしまして、また期間的な、19年度から営農活動に取り組めるところについては若干期間がないかもわかりませんが、詳細がわかり次第おつなぎをして説明をしてまいりたいと思っております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

詳細がわかり次第、1月半ば、向こう2カ月ちょっとぐらいで事務事業を策定せないかん、計画から何からね。そしてまた、地域においても非常に事務が負担になるということで、レベルの高い制度なんですよ。これはしっかり21地区が今申請しておりますけれども、事業を完遂できるようにやはり指導を徹底すべきじゃないかと、私はそう思っております。

そしてもう一つですが、よその地区においては人夫、日当を受け取られるという地区があるわけですよ。佐賀県においてこれ対象外となればどういうふうになっとるのか、その点明確にしていきたい。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

ただいまの日当の件についての御質問がございましたですけれども、この分については県の方で協議会、まず、国から県が受けます。県が受ける場所は協議会がございまして、その協議会の中で地方裁量というようなことで、その県独自の使い方をその協議会の中で決めていくというふうな体制ということでお聞きしております。

そのものについては、日当については、従来公役については日当は支払わないで、ボランティアでどこの地区でもしていただいているという中で、今回の農地・水・環境保全向上対策において、日当を支払った場合には、もしこの事業が5年継続しますけれども、5年後には終わった時点でどうなるかというふうなことが危惧されまして、もし、その事業が終わって、あとまた日当を払わねばらなくなったときには、今までの従来慣行がもう崩れてくるんじゃないかというふうなことで、日当の支給については佐賀県についてはしないというようなことで取り決められているということでお聞きしております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

これは県段階の裁量ですね、全国的には日当まで含めて計上されるところもあっているわけですので、佐賀県としては日当は今のところ認めていないと、これは流動的かもわからんと思いますけれども、状況を踏まえてしっかり指導していただきたいと思っております。

それから、次に入ります。

集落営農についてなんですが、集落営農は戦後農政の大改革と言われております。地域の農業を大きく変える改革でありますけれども、いざ実践となると思うように進まないのが現状であります。県内では認定農業者が571人、集落営農組織は463の計1,034経営体が今組織されておると今調査をしておりますが、隣の鹿島市においては20地区の営農組織が立ち上がっております。本市、嬉野市においては10件の申請があつておるということで、これは主に塩田地区 嬉野地区については集落営農の組織率はゼロというようなことですけれども、この今なぜ集落営農が必要なのか、必要性をわかりやすくお尋ねしたいと思っております。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

19年度から戦後農政の大転換と言われます事業が始まっていくわけですが、このように、これからの担い手を集落営農、認定農業者と定めて農政を進めていく米、麦、大豆農家等を支援していくという制度に変わっていくわけですが、これの導入に当たっては、御承知のようにもう高齢化が進みまして、農業後継者が少なくなるというふうな現状の推移を見まして、このままでは農業が立ちいかないということで、担い手という人に土地の集約、農作業の集約を図って、効率的農業を図ることによって、また、国際競争力にも対応できるように取り組みをしていただくという制度が今回の趣旨でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

この集落営農についても、ちょうど私たちの地区には5月20日に8時から部長さんたちが来ていただいて説明を受けたわけですよ。なかなかこの事業にのるか、のらんか、理解がしがたいということで、当地区についてはまだ集落営農は決定されておりませんが、集落営農の組織率についても今10地区、嬉野地区はゼロというけれども、この法律に基づいてこの事業は進めておりますので、集落営農に組織されていない地区については麦と大豆、これについて、大体麦1俵が8,650円というふうにしておりましてけれども、集落営農に参加されなかった地区については販売価格は2千円ということで、集落営農に参加しなければ麦つくられんという状況なんですよ。この麦経営安定基金が6,650円、これが国から支援されてきたわけですよ。これが集落営農に組織されなかったら支援ができないということで、2千円しか麦1俵でしないということで、うちの地区については7軒の麦生産者がことしは作付してないという現状なんです。

そういうことで、集落営農の組織についても、例えを申し上げますと、大豆1俵が12,520円、それから、国の交付金がそれに対して8,020円しておいて、大豆の販売価格は4,500円ですね。これまた集落営農組織に入らんにゃ4,500円、そして、麦が2千円しか販売価格がないということで、小規模農家の切り捨てだと一部言われる部分もありますけれども、小規模農家についての思惑はどういうふうにお考えなのか、その点お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

今、議員御指摘のように、集落営農と認定農業者二つにこれからの農業を担っていただく。もちろん、土地利用型の農業の部分でございますけれども、こういった動きの中で私たちも今説明会を一通りやってまいりました。そういうふうな麦の価格の問題、大豆の価格の問題も将来はこういうふうになりますよというふうなことで御説明をしてきたところでござい

す。

今集落の中では、なかなか合意形成に至らなくて、組織ができていないというような集落もございます。そういう中で、今後ことし1年の申請ではございません。今回の対策については、まずは秋まき麦からスタートというようなことで、麦の作付が盛んにされておる塩田の部分でそういうふうな動きが活発になったというようなことでございます。

嬉野地区については、年明けてから4月までの申請に今作業準備をしております。特に、今寺地区等については、きょうも下宿等で話をやっておりますけれども、次期の対策で麦をまかれたところの部分についてはそういうふうな時期をずらしての申請ということで、嬉野地区も今ゼロの状態でございますけれども、動きを見せているというようなことでございます。

乗らなかった部分についてはどうするのかということで、なかなかこれは集落営農組織ということで、地域の合意形成がものすごく大事でございます。それぞれ意見を出し合って一つの方向に向かって集落をどのような集落に持っていくかというビジョンを描きながらつくっていくものがものすごく大事というふうになってきております。ただ、奨励金、補助金をいただくばかりの営農組織では長続きしないという中で、即席でできる部分でもございません。できた集落については、10回以上、20回ぐらいの合意形成までの話し合いを夜遅くまで突き合わせてやっておられて、その暁にこういうふうな組織の設立になったというようなことで、大変努力をされております。

そういうふうな努力をモデルにして、次の来年度の申請に間に合うような形で組織の設立までの努力をしていただければというふうに私たちは思っているわけでございます。それについては、私たちもちろんJAさん、普及センター、いろんな県の出先機関等の協力を仰ぎながら、一緒になって組織の形成のためのお手伝いをやっていくというふうな体制づくり、もちろんJAも地区担当者を割りつけて既に配置をされております。そういった地区担当者に相談をなさりながら、一緒にやって組織の設立まで話し合いをしていただければというふうに思います。

最終的には、集落営農組織も県下では共同乾燥調整施設単位での設立もでございます。今のところは面積要件の緩和ということで、暫定的に20ヘクタールの分の緩和措置で今設立をしておりますけれども、最終的には20ヘクタールというところに落ち着いてきた段階で各集落の、今設立された集落も共乾単位に方向を持っていくというような形になるかと思っておりますけれども、まずは地区でそれぞれの組織をつくっていかないと共乾単位もなかなか難しいというふうな判断をしております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

集落営農の取り組みについてもなかなか地域のさまざまな考えのもとでできているところとできていないところ、これあるわけですがけれども、今日は麦と大豆という対象品目なんですけれども、行く行くは米まで来ることが予想されます。しかし、集落営農の組織に入ってから、麦の値段が今まで以上に継続されるという先の見通しは立ってないわけですよ。いつこれがずっと下がってくるかわからん。米もですね、これに、組織に入らんことには、今の15千円の米が3分の1、5千円ぐらいしかせんということになれば、農家についての壊滅的な農家のつぶし合いかと、小規模農家ですね。

そのあたりを踏まえて、今後大きな農政の転換にどのように指導していくのか、農協、そしてまた行政、そして関係機関、非常に重要な役割を担うわけですので、総合的に明確に指導、指針をお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

集落営農の問題と、また、先ほどの冒頭お尋ねになりました新しい制度の問題相まってですね、今取り組みをしておるところでございます。

集落営農問題につきましては、これはいろいろな説明がありましたけれども、私も各地区説明会にも出させていただきました。まずは、やはりこのWTO関係の国際競争力を保ちながらの自給率の確保ということから進んできておるといふふうに思います。

そういうことで、一番対象となる麦作と大豆からということでの取り組みがなされておるところでございますので、自然、塩田地区の方が取り組みを最初にいただいたといふふうに考えています。

それともう一つは、その中でいろいろ話が出ておりましたように、集落営農はしたけれども、オペレーターの問題とか、また、地域の農業者のリーダーの育成の問題とか、そういうことを考えていくと、農村集落自体がしっかり残っておかないと集落営農自体にも影響してくるということから、引き継いでこの新しい政策もうたわれてきたんではないかなといふふうに思っておりますので、今お話ししましたように、新しい施策ということが、いろいろ問題を含んでおります。しかしながら、やはり県、国の一つの方針が示されたわけでございますので、当面そのルールに乗りながら足腰の強い組織にやはり変えていかなければならないといふふうに思っております。

そういうことで、個別の対応については確かに出てくると思いますけれども、できるだけ地域でそれに参加していただくということで、冒頭、ちょっと小規模農家というお話がございましたけど、そういう点も踏まえて努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

今日、集落営農と農地・水・環境保全対策、車の両輪と言われておりますので、しっかり取り組みながら基幹産業のある嬉野市を育てていくということで努力をしていただきたいと思います。

次に、3点目に移ります。

農業集落排水事業についてお尋ねしますが、現在、地区の接続状況ということで3地区、平成7年供用開始をしておりますが、具体的に、全体的には接続状況は72%ですけど、私ちよっとグラフを作成して3地区の接続状況をわかりやすく作成してみました。

美野地区については、全体的は91%の接続率で、ほぼ完成しているというような状況なんです。緑が同意者数で、赤が接続戸数なんです。美野の南地区はもう100%、それから辺田地区は95%、それから谷地区が90%、そして熊野地区がやや伸び悩みで77%、畦川内地区が95%というふうになっております。

それから次に、馬場下地区ですけど、これは平成11年の12月から供用開始をしております。同じく右から町分、これが60%、それから塩田地区が55%、原町が81%、布手が74%、下野辺田が80%、本谷が81%、宮ノ元が67%、塩吹が67%、鍋野地区がやや伸び悩みで54%となっております。

そしてまた、上久間地区、これが平成9年10月供用開始をしておりますけれども、堤ノ上が63%、中通が70%、牛坂が76%という状況の中で、これを見ていただいて担当課どういうふうに推進をされておるのか。50%、60%に満たない地区もありますけれども、社会通念上非常に厳しい状況がありますので、どのように分析されておるのか、その点お尋ねします。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今、西村議員御指摘のように、それぞれの地区で違いがございます。私もそのような詳細な資料は今持ち合わせておりませんが、そのとおりだというふうに認識をしております。

確かに、供用開始をいたしまして、かなりの年数がたつ地区もございます。先ほど市長からも答弁がございましたように、それぞれの地区で推進協議会というふうな組織がございまして、その推進協議会を通じまして、現在も推進をしているところでございまして、推進協議会のメンバーには市会議員の皆様方も入っていただいております、非常に御尽力をいただいているところでございます。

推進協議会を今年も美野地区につきましては、先ほど質問者から伺いましたように、既に

92%というふうな効率で接続をしておりますので、美野地区につきましては今年度は推進協議会はまだ開いておりません。その他の地区につきましては、上久間地区で18年の9月19日、それから、馬場下地区で18年の9月27日にそれぞれ推進協議会を開催していただきました。その中で、いろいろ御意見等もいただきましたけど、その中で、両地区とも大体の御意見の中で、残りの地区についてはそれぞれ推進協議会の役員さん方も御事情を十分に察知をしているというふうなことでございまして、なかなか思うように伸び悩んでおりますというふうなことと、それと、両地区の御意見として承ったのは、料金的に、体系的に安い雑排水の方からでも推進をしていただくというふうなことで、これにつきましても、ここ何年かそういうふうな御意見をいただいているというふうなことでございますけど、一番多かった意見としてそのような意見が出ております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

推進の状況については、個別とか推進協議会とか、これはうたい文句であって、努力をされておるとは思いますけれども、美野地区においてはやはり事業の開始が平成7年と11年前ですので、これはもう当然接続率が高いわけですので、この現在の供用開始している3地区においても、これからますます厳しい状況にあるけれども、と同時に高齢化が進んでおります。

そういうことで、接続はしますよというふうなことで一応手を挙げたけれども、10年、5年経過する中で大幅に家庭環境が変わってくるという状況がありますので、そのあたりを含めて、推進協議会としても行政としても積極的な努力を重ねていただきたいと思います。と同時に、次に入りますけれども、五町田、谷所地区の事業計画、これが18年から23年まで今取り組まれておりますけれども、先ほどの答弁では年度内に鳥越地区から工事を進めていくというようなことで言われますけれども、まず工事を進めることに当たって地域の理解と、これまた安全対策が急務であると私は思いますけれども、この点についてどういうふうな指導をされていくのか、市長、答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の進捗状況につきましては、先ほどお話し申し上げましたような状況でございまして、設計、測量ということでございます。

それで、地区の皆さんからいろんな会のお話をいただきましたのは、例えば、測量、設計をする段階に民地に立ち入ることについて、連絡が十分じゃないというふうなこ

ととか、例えば、測量用に点を打っているわけですが、何のために打ったのか説明がなかったとか、そういうふうなお話をいただきましたので、まだまだ当初の説明が十分ではなかったのかなというふうに考えております。

そういうことで、私も担当課にすぐ連絡をしまして、担当課も業者と、また地区の役員さんがおられますので、役員さんの方にも連絡を申し上げて、善処方をしておるところでございます。

今後工事が始まるわけございまして、もちろん議員御意見のように、事故があってはなりませんので、まず施工関係につきましては、やはり安全第一ということを徹底させたいというふうに思っております。

それと、かようなことは業者側がそこでやるわけですが、先ほどありましたように、事前の工法をやっぱりちゃんと地域の方にはしていく必要があるというふうに思っておりますので、よりきめ細かに地区の役員会等を通じてお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

今から管路工事とか、あるいは施設の工事というふうなことで、各谷所地区においても非常に忙しくなるだろうと思うけれども、地域の実情を踏まえて、交通安全対策とか、あるいは作業上の安全、考慮を含めて万全に指導していただきたいと思っております。

接続状況については、現在、ゆうゆう水洗化貯金というふうなことで取り組んでおられますけれども、このゆうゆう水洗化貯金をやはり多くの方が活用していただき、供用開始と同時に100%の接続率を達成するように努力をしていただきたいと思っておりますけれども、担当課長いかがでしょう。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

ゆうゆう水洗化貯金ということで、早期加入の促進を図るために取り入れた制度ということございまして、議員御指摘のとおり、できるだけ多くの方の加入をお願いしていきたいと思っております。

また、非常に金融機関におきましては温度差がございますけど、ある金融機関については自分とこの商品とタイアップして、このゆうゆう水洗化貯金を推薦していただいている金融機関もございます。そのおかげと申しますか、現在300程度の加入申し込みを受け付けているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

ゆうゆう水洗化貯金を活用して、万全な体制の中で接続率の推進に努めていただきたいと思います。思っております。

それから、今日非常に日本列島を覆っておるいじめ問題、そして談合問題、それから裏金問題等々が覆っております。五町田、谷所地区の事業については4,050,000千円投入をされます。接続戸数は851、処理人口は3,341人という計画のもとで、これから先の施設の管理、そしてまた、処理場の入札、発注等々が行われますので、官製談合等々が日本の国を覆っておりますが、万全な体制の中でしっかり努力を、過ちがないように取り組んでいただくということで、まず入札委員長の古賀助役に答弁を求めます。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えいたします。

ただいま議員からおっしゃられましたように、いろいろな新聞紙上等をにぎわせております。官製談合から業者の談合、いろいろありますけれども、談合はやはり絶対悪でございます。厳に罰せられるものでございますので、本市といたしましても従前から、旧町時代からそれぞれ談合防止についての対策をとってきておるところでございます。

その一つといたしまして、予定価格の公表を既に実施をいたしております。これによって、談合等がいろんな情報等の漏えいと申しますか、そういったものが防げるのではないかと。

それともう一つは、現場説明会を以前実施いたしておりましたけれども、現在ずっともう廃止をいたしております。いわゆる指名業者がだれかわからないような状況で発注をするというようなことで対策をとっておるところでございます。

ほかにもあろうかと思いますが、代表的なものとしては二つぐらいかなというふう
に思っております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

時間がちょっとないですから、簡潔にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。最後に大草野、久間地区の新規、新たな計画、これは当然公平性を保つためにも取り組むべき事業と思っておりますけれども、これは政策的なものでありまして、市長の答弁をわかりやすく簡潔にお願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前もお答え申し上げましたように、両地区につきましては取り組みをする前提で検討をいたしております。取り組む内容について、今嬉野市の要するに上水関係の処理関係の総合的な計画というものを見直しておるところでございます。どれが一番取り入れた方が一番効率的でとり行えるかということ、今取りまとめしておるところでございます。今それを調査中でございますので、もうしばらく時間がかかるということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

前後すると思いますが、今談合の問題ですけれども、首長とか、あるいは行政のトップ等々については誘惑の連続というふうに新聞に載せてありますけれども、そのあたりは市長どのような見解をお持ちなのか、市長の答弁までお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まず、私どもの責務としては、事業を推進する責務があると思います。それは、予算は非常に厳しいわけでございますけれども、嬉野市のやはり20年、30年後に対して何が必要かというものを今投資していくべきだというふうに思います。

それが第1点と、それと、今の厳しい状況でございますので、できる限りその補助制度等も利用しながら行っていくということでございますので、補助制度を利用していくとなると、公明、公正にやっつけていかなければならないというのは当然だろうと思います。私自身もそのことで今までやってまいりましたし、これからも貫いてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

しっかり南の地区（宮崎県）のようにならないように努力を重ねて、市民の負託にこたえていただきたいと思っております。

それから最後ですけれども、地域支援型自動販売機の設置についてということですが、こ

これはコカコーラのウエストジャパンというところが、新たにことし200台設置をして、全国に1,000台設置をするということで、これは売上金の2割を地元還元するという取り組みなようでございます。

隣の福岡県は、2001年に福岡市役所前に設置をされて、Jリーグのアビスパ福岡を支援するというようなことで、いろいろなそういった試みをされております。

今回新聞紙上に載せてありましたので、こういった財源確保を含めて、今、先ほど答弁では15%と言われておりましたけれども、これが20%ということでもありますので、これはすべての市にかえるということは当然できませんので、何地区か対象があればお考えはどうかということでお尋ねをしておりました。この嬉野市の観光地に合わせたデザインの工夫などもボックスにいろいろ書かれるということありますので、新たな試みとしてどういうふうに見えるのか、その点お尋ねします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

地域支援型の自動販売機についてでございます。自動販売機につきましては、申請により私どもが検討いたしまして設置をしていただいているところでございます。

議員御発言の新しい販売機の制度につきましては、御発言のように20%を地元還元するシステムというようになっているようでございます。

現在、本市の設置につきましては、15%の還元をいただいておりますので、5%の還元率のアップになるというふうには思っております。過去の数字から積算しますと、年間230千円程度の増収になってくると思っております。

しかしながら、現在の自販機も相当数設置されておりますので、スペースの問題とか、また、以前御意見ございました地元の商店との兼ね合いもございます。そういうこともございますので、増設ということになると非常に難しいと思っておりますけれども、既設のコカコーラさんの自動販売機をそのような形に変えていただくとすると、そのまま増収につながるわけでございますので、そういう点は可能ではないかなというふうには思っております。

次に、景観とか、そういうものを配慮した自販機というものは、ちょっと場所忘れましたが、先般の伝建地区を見に行きましたときに、自販機自体を杉板で囲って目立たなくするとか、そういうふうな商店等もございましたので、それは独自でお願いをして、工夫すればできるのではないかなと思っておりますので、これは今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

こういった新たな試みとして、よその自治体は取り組んでおるといのがありますので、そういったことで嬉野市も取り組む体制を整えば努力をしてみたらと私は思っております。

とりとめのない一般質問でありましたけれども、答弁をいただきまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで西村信夫議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 4 時37分 散会